

議 事 日 程 第 2 号

平成24年6月12日（火）午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第2号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1 番	佐 藤 兵 議員	2 番	高 橋 義 和 議員
3 番	小 久 保 広 信 議員	4 番	我 妻 徳 雄 議員
5 番	木 村 芳 浩 議員	6 番	高 橋 嘉 門 議員
7 番	小 島 卓 二 議員	8 番	高 橋 壽 議員
9 番	白 根 澤 澄 子 議員	10 番	佐 藤 忠 次 議員
11 番	遠 藤 正 人 議員	12 番	堤 郁 雄 議員
13 番	工 藤 正 雄 議員	14 番	齋 藤 千 恵 子 議員
15 番	島 軒 純 一 議員	16 番	海 老 名 悟 議員
17 番	相 田 克 平 議員	18 番	渋 間 佳 寿 美 議員
19 番	相 田 光 照 議員	20 番	中 村 圭 介 議員
21 番	山 村 明 議員	22 番	鈴 木 章 郎 議員
23 番	山 田 富 佐 子 議員	24 番	佐 藤 弘 司 議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長	安 部 三十郎	副 市 長	小 林 正 夫
総 務 部 長	須 佐 達 朗	企画調整部長	山 口 昇 一
市民環境部長	赤 木 義 信	健康福祉部長	菅 野 智 幸
産 業 部 長	小 川 正 昭	建 設 部 長	唐 澤 一 義
会 計 管 理 者	遠 藤 善 則	総 務 課 長	菅 野 紀 生
財 政 課 長	後 藤 利 明	総合政策課長	我 妻 秀 彰
水 道 部 長	松 村 孝 義	病院事業管理者	芦 川 紘 一
市 立 病 院 長	加 藤 智 幸	教 育 委 員 会 長	高 橋 英 機
教 育 長	原 邦 雄	教育管理部長	神 田 仁
教育指導部長	土 屋 宏	農業委員会会長	伊 藤 精 司
農 業 委 員 会 長	高 橋 寿 一	選挙管理委員会 委 員 長	金 屋 慶 助
事務局長	高 橋 龍 一	代表監査委員	高 野 欽 一
選挙管理委員会 事務局長			
監 査 委 員 会 長	佐 藤 利 信		
事務局長			

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	後 藤 俊 英	事 務 局 次 長	高 野 正 雄
副 主 幹 兼 議 事 調 査 係 長	松 田 順 子	庶 務 係 長	青 木 重 雄
主 査	堤 治	主 任	渡 部 真 也

午前１０時００分 開 議

○佐藤 兵議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第２号により進めます。

.....

日程第１ 一般質問

○佐藤 兵議長 日程第１、一般質問を行います。

順次発言を許可します。

一つ、市営住宅の今後の計画について外３点、
10番佐藤忠次議員。

〔10番佐藤忠次議員登壇〕（拍手）

○10番（佐藤忠次議員） 皆様、おはようございます。

今回の質問はトップバッターの榮譽を与えていただきまして、感謝申し上げます。

さて、ことしは厳しい冬でした。この前の新聞によりますと、山形県は５日に大雪による県豪雪災害対策本部を解散し、大雪に伴う屋根の雪おろし、除雪などによる死傷者は過去最高の311人と発表しました。２カ月も過ぎると忘れ去られようとしています。豪雪地米沢は常に冬期間の暮らしを考えた施策を実行すべきだと思います。

今回は、雪おろしをすることがない市営住宅と、安心して除雪ができる生活道路について質問させていただきます。

去る２月に行われました塩井町市営住宅２号棟の抽選会では、６倍から７倍の倍率で、たくさんの待機者がおられたようです。

一つ目として、市営住宅の今後の計画についてお伺いします。

①現在の市営住宅の数、②耐用年数の切れている住宅数、③駐車場のない住宅数、④旧式ト

イレ使用の住宅数など、お答えください。そして、今後の建てかえ計画についてもお答えください。

次に移ります。

認定市道以外の道路の救済方法についてお伺いします。

かつて私が初めて市会議員になったころは、敷砂利の要望がたくさんございました。砂利議員などと言われたことがあります。しかし、今では小型ロータリー除雪機の普及により、舗装整備は不可欠なものとなりました。平成16年、国の官地赤道については、市の名義に変更されたと聞いております。

それでは、質問に移ります。

①同じ市道で認定道と認定外道路の違いはどこにあるのでしょうか。②認定市道以外の生活道、すなわち赤道への舗装対応はどのように考えておられますか。③私道の半額補助舗装基準の緩和措置についてお伺いします。④窪田工業団地内の市道認定と通り抜けのできる市道新設についてお伺いします。

次の質問に移ります。

県及び全市町村主催による平成24年度「きれいな川で住みよいふるさと運動」が７月から９月９日まで行われようとしています。市での「水と緑を生かした潤いあるまちづくり」に関連してお伺いします。

かつて梓川、天王川です、河川改修より前には八幡原公園内にある丸清水は非常に豊富な地下水が湧き出ておりました。夏の冷やしそうめんなどには最高の憩いの場でした。また、ナベトンボやホタルなども生息しておりましたが、去年の八幡原公園はアメシロなどの害虫が繁茂し、100本以上の桜の木もありますがいまだに花を見せてくれません。

質問に移ります。

公園内の丸清水の復元ができないものなのでしょうか。

前田慶次の居住跡地、慶次清水を見てまいりました。元図書館長の梅津幸保さんが中心になって、慶次清水は大変よく整備されておりましたが、今は水田の水が豊富に入っているのに、地下水は豊富に湧き出ておりました。しかし、水田の落水後は地下水は恐らく今の半分になると思います。年間を通して湧き水の出る前田慶次の居住跡地、慶次清水を復元したいものです。お伺いします。

梓川には平成20年、竹井橋が完成しました。米沢高畠線です。この上流に私たちの木和田橋があります。この橋は平成元年にかけかえられたものです。当時、県では子供たちが水辺で遊べるようにと護岸に階段をつくってくださいました。この階段も護岸のブロックも、河川の水盤の沈下で崩れ落ちてしまいました。去年の3月11日の災害によるものだと思いますが、今でも手がつけられておりません。県では維持管理の予算がないという理由で、河川内は柳の木が乱立し、堤防の草も刈っていただけなかった。見かねた地元の住民は、橋の前後200メートル区間については草刈りを木和田老人会が行っております。

私が小学生のころ、この河川は角のない丸い石ころの集積なので、はだしでカジカ取りや水遊びをしたものです。

質問に移ります。

子供たちが遊べる梓川の整備についてお伺いします。

梓川には木和田堰、古郷部堰、俵堰がありますが、河川が下がってしまったので毎年松杭を打ったり、重機を入れて水どめをやっております。農業及び生活用水の取り入れ口の整備を市でできないかどうか、お伺いします。

次の質問に移ります。

恒久的な観光客の誘致についてをお伺いします。

平成22年9月25日、米沢において吉良町の

「吉良・米沢親善交流会」と米沢市の「米沢上杉吉良温故交流会」の間で親善交流盟約が提携されました。その席に市長もおられ、来賓の挨拶で「近い将来、姉妹都市に発展させたい」と述べられました。

平成23年3月11日、東北3県は甚大な被害を受け、米沢市が福島県から大勢の避難者を受け入れていることを知った吉良町では、米沢市に対し多額の寄附をされたとお聞きしております。今は合併しておりますが、旧吉良町との姉妹都市提携はいつごろを予定されておりますか、お聞きします。

次に伺います。

5月30日、綾瀬はるか主演のNHK大河ドラマ「八重の桜」の出演者が発表されました。

「八重の桜」は、同志社大を創設した新島襄の妻、八重の生きざまを激動の明治維新を背景に描かれており、5月30日、観光物産協会の総会の折、米沢市上杉博物館学芸主査、角屋由美子さんの御講演をお聞きしました。それによりますと、八重さんは会津に生まれ、明治3年、米沢市の内藤家に出稼ぎに来ておられたということが報告されました。今回、福島の会津の地が大河ドラマに抜てきされたのも、東日本大震災の復興支援かもしれません。会津を訪れる観光客に、米沢まで足を伸ばしていただく方策はないのでしょうか。平成25年から始まるNHK大河ドラマ「八重の桜」の活用について何かできないものかどうか、お伺いいたします。

以上で壇上からの質問は終わらせていただきますが、答弁によっては自席から質問させていただきます。終わります。

○佐藤 兵議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの佐藤忠次議員の御質問にお答えいたします。

私からは、恒久的な観光客の誘致についてお答えいたします。

まず、吉良町との関係であります。上杉家、吉良家の深いつながりから、米沢市民、吉良町民の交流をこれまで進めてまいりました。現在行われている目ぼしい事業といたしましては、毎年8月に吉良ワイキキビーチで開かれているハワイアンフェスティバルというのがあります。中部日本を中心にしてたくさんの愛好家の方々が集っている大きなフェスティバルであります。そこに米沢市民のフラダンス愛好会も参加いたしております。

12月に行われます吉良上野介の法要、正式名称は吉良義央公毎歳忌というものでありますが、元禄の討ち入りの翌年から毎年行われているという伝統的な行事であります。これも米沢市民による「米沢上杉吉良温故交流会」が中心になって参加いたしております。また、吉良町のほうから米沢の雪灯籠まつり、上杉まつりに吉良町の「吉良・米沢親善交流会」を中心とする吉良町民の方がおいでになっているほか、町民による歴史探訪バスツアーも何度か米沢においております。

これらのだんだん大きくなっております交流の流れであります。やはり平成22年に米沢市の「米沢上杉吉良温故交流会」と、吉良町の「吉良・米沢親善交流会」が親善交流盟約を調印したことが交流を大きく前進させたと考えております。その結果、今御質問にもありましたが、昨年3月末には東日本大震災の義援金として、米沢市に対して吉良町から約360万円の多額の義援金を頂戴いたしました。

吉良町は、昨年4月1日に西尾市と合併いたしました。昨年、そしてことしと2年続けて上杉まつりには西尾市の当局より副市長を初め幹部の方々、また市議会からお祭りに来訪され、西尾市もまた米沢市との交流を強く望んでおられることが十分にうかがえました。普通にと考えると、小さな町が大きな町と合併をすると、小さな町のアイデンティティーが失われる

という懸念があるわけですが、吉良・西尾の合併の場合には吉良町と合併した大きなほうの西尾市が吉良町のアイデンティティーを引き継いでというか、さらにアイデンティティーが広まってという様相が見られますので、非常に望ましいことだと考えております。このような流れの中で交流の裾野がさらに広がって、米沢市、西尾市の市民レベルでの姉妹都市提携の機運が高まっていく状況を見定めながら、姉妹都市提携については判断をしていくべきものと考えております。

なお、ことし12月14日に行われます吉良義央公毎歳忌では、上杉家御当主、上杉邦憲氏が講演をされる予定とお聞きしておりますので、議会からもぜひ御出席賜ればと存じます。

続いて、「八重の桜」の件であります。ことしの4月に東京のNHKに参上して、番組制作責任者と面会をして、「八重の桜」に米沢が登場する場面を多くつくってほしいという要望をいたしました。それに対しまして、「東日本大震災における東北復興支援の意味から、奥羽越列藩同盟を丁寧に描いていきたい」という返答をいただきました。申し上げるまでもなく、奥羽越列藩同盟は米沢藩と仙台藩が中心となって結成されたものでありますので、当然米沢藩が重要な役どころとして登場することが十分に期待されます。

「天地人」のときに私たちが体験しましたように、大河ドラマの観光効果は大変大きなものがあります。「八重の桜」関連旅行商品の企画販売を会津米沢地域観光圏事業として大手旅行代理店へ働きかけるほか、会津と米沢が一体となった観光キャンペーンの実施などの観光客誘致政策を展開すべく、準備を進めているところであります。その準備の一端として、米沢における新島八重の足跡及び「八重の桜」関連のさまざまな史跡の掘り起こしというのも当然やっていかなければならないと考えております。

なお、前田慶次につきましても、前田慶次を主人公とした時代劇を大河ドラマでなくてもよいのでぜひつくっていただきたいという願いもNHKに対してしてまいりました。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 唐澤建設部長。

〔唐澤一義建設部長登壇〕

○唐澤一義建設部長 私からは、1番目の市営住宅の今後の計画についてと、2番目の認定市道以外の道路の救済方法について、そして3番目の「水と緑を生かした潤いあるまちづくり」についてのうち、(1)八幡原公園内にある丸清水の復元についてと、(3)子供などが遊べる梓川の整備についてにお答えいたします。

初めに、1番目の市営住宅の今後の計画についての「現在の市営住宅の数は」についてですが、平成24年4月1日現在、管理戸数は11団地、644戸となっております。

次に、「耐用年数の切れている住宅数は」についてですが、公営住宅法に建物の構造区分による耐用年数の定めがあり、この基準から平成24年4月1日現在、6団地、142戸が耐用年数を経過しておりますが、今年度中に塩井町団地建替事業の中で既存住戸26戸を解体する計画であり、この解体工事が完了すれば5団地、116戸となります。

次に、「駐車場のない住宅数は」についてですが、現在駐車場が全くない住宅戸数は1団地8戸ですが、住宅に対し駐車場が足りていない住宅戸数は5団地、73戸であります。

次に、「旧式トイレ仕様の住宅数は」についてですが、いわゆるくみ取り式トイレは公共下水道供用開始に合わせ、年次計画により水洗トイレに改修を進めてきたところであり、これまで2団地、51戸の改修が完了しております。今年度も1団地、16戸の水洗トイレへの改修を計画しており、今年度末までにくみ取り式

トイレは3団地、49戸となる予定であります、引き続き次年度以降におきましても計画的に改修を推進してまいります。

次に、「今後の建てかえ計画の予定は」についてですが、これまで本市公営住宅の建てかえ等や修繕及び改修につきましては、平成14年度に作成しました「米沢市公営住宅ストック総合活用計画」に基づき実施してまいりましたが、来年度にその計画を全面的に見直す予定であります。

来年度以降の建てかえ並びに既存住宅の保全等につきましては、新たな計画となります「米沢市公営住宅長寿命化計画」を策定する中で十分検討し、実施してまいりたいと考えております。

続きまして、2番目の認定市道以外の道路の救済方法についての「認定市道と認定外道路の違いは」についてですが、市道として認定された道路は「米沢市市道認定基準に関する要綱」及び「市道認定基準実施要領」に基づく条件を満たしたものであり、道路法の規定に基づき議会の議決を受け、市道として認定され、道路法が適用される道路になります。つまり、道路法により新設、改築、維持、修繕、災害復旧等の管理が行われる道路となります。

平成24年3月31日現在、本市が市道として認定している路線数は1,582路線で、延長が708キロメートルとなっております。一方の認定外道路ですが、例えば土地改良法による農業用道路の農道や森林法等による林道、自然公園法による道路、私道、里道などがこれに当たりますが、それぞれの管理者が管理を行うことになっております。

里道についてですが、いわゆる官地道路というものであり、管理に関する特別法の適用や準用を受けないものであります。現在は法定外公共物として取り扱っております。したがって、市道ではなくあくまでも認定外道路であ

り、中には官地及び官地を含む民地の寄附などによって整備された道路で、不特定多数の人の利用があつて、市道認定基準に基づき手続を経て市道としたものもあります。

法定外公共物には、里道や水路、いわゆる赤道、青道などがあり、従前は国の財産でありましたが、地方分権推進施策の実施により本市では平成17年度に国から譲与を受け、市の財産となっているものであります。

次に、「認定市道以外の生活道に対する舗装の対応は」についてであります。現在「米沢市私道舗装等整備事業費補助金交付要綱」に基づき、舗装工事等に要した経費の2分の1を上限として補助金を交付しているところであります。

次に、「私道の舗装基準の緩和は」についてであります。「米沢市私道舗装等整備事業費補助金交付要綱」では一定の基準を設定しているところでありますが、その主な基準は沿道に3戸以上の家屋があること、幅員が1.8メートル以上であること、延長がおおむね35メートル以上であることなどの条件がありますが、この基準の緩和については現在考えていないところであります。

次に、窪田工業団地内の市道認定と通り抜けのできる市道の新設についてであります。窪田工業団地は昭和48年に米沢市が地場産業の繊維関係の移転団地として工業振興のため造成したものであり、議員お尋ねの道路については現在、条件に合致する区間について市道認定すべく準備をしているところであります。

また、通り抜けできる道路についてであります。この区間を南進した区域に計画されます都市計画法に基づく開発行為で許可された工場の駐車場造成工事が未着手であり、完成しておりませんので、現時点では道路の新設に関して申し上げることができませんので、御理解をお願いいたします。

続きまして、3番目の「水と緑を生かした潤いあるまちづくり」の、八幡原公園内にある丸清水の復元についてであります。

御質問の「丸清水を以前のように豊富な地下水が湧き出るよう復元できないか」についてありますが、議員仰せのとおり天王川の河川改修以前は地下水が豊富に湧き出ていたようですが、現在は湧き出ていない状況であります。丸清水の東側にある河川改修工事の際に設置したと思われる井戸からの水が、導水パイプを通し従来の清水の湧き口から下流約15メートルのところに少し流れている程度であります。これは八幡原工業団地の造成や河川改修の影響により徐々に枯渇したものと思われることから、湧水の復元は大変難しいものと考えられます。

次に、子供などが遊べる梓川の整備についてであります。現在天王川として県が管理している河川でありますので、早速県にお聞きしたところ、県としては「現在木和田橋付近の護岸が壊れており、その補修のための測量と設計の委託を間もなく発注し、予算にもよるが今年度中に一部工事に着手する予定である」とのことです。

また、子供たちが天王川で遊ぶことができるようにするためには、河川内に繁茂している雑木や雑草をある程度除去しなければなりませんので、県が事業として取り組んでいる河川の美化啓発目的とした「ふるさとの川アダプト事業」を活用し、その除去ができないか検討すると聞いたところであります。市といたしましては、県が管理する河川であり、市では対応できませんので、県に対して今後も強くお願いをしまいたいと考えております。

私からは以上でございます。

○佐藤 晃議長 小川産業部長。

〔小川正昭産業部長登壇〕

○小川正昭産業部長 私からは、「水と緑を生かした潤いあるまちづくり」についてのうち、(2)

前田慶次の居住跡地、慶次清水の復元についてと、(4)農業及び生活用水の取り入れ口の整備についての御質問にお答えいたします。

まず、前田慶次の件であります、本市には前田慶次が余生を過ごしたとされる居住跡地である無苦庵跡や、慶次が使ったとされる慶次清水などがあり、大河ドラマ「天地人」の放送をきっかけに「米澤前田慶次の会」の皆様を初め、地域の方々の御協力によって散策コースの設定のほか、看板や案内図等も整備され、現在でも全国から多くの歴史ファンの方が訪れる本市の観光スポットとなっております。

これらゆかりの遺構等があると思われる土地は、御承知のとおり民地であることや、無苦庵の具体的な場所については特定されていないなど、伝承はされているものの史実の裏づけがないことから、こうしたいおり等を復元することは現時点では難しいものと考えております。

なお、慶次清水については、清水の上流に接続されている水路からの水の流入によって水が汚れ、泥がたまったりする状況にあるため、「米澤前田慶次の会」からも相談を受けておりますので、今後関係課を交えてどのような方法がよいか研究してまいりたいと考えております。

次に、農業及び生活用水の取り入れ口の整備についてお答えいたします。

河床低下、いわゆる川床が下がることでありますが、河床低下による農業用水の取水が困難になっている状況は市内各地で発生しておりますが、河床低下対策は河川管理者である山形県が、また河川からの取水施設の整備や管理については河川管理者から水利権許可を得ている水の利用者が行うべきものと考えており、御質問の堰についても市で整備することはできない状況ですので、御理解をお願いいたします。

私からは以上であります。

○佐藤 晃議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） それでは、市営住宅、

今644戸のうち116戸が耐用年数を過ぎているという答弁がございました。この住宅についての耐震度調査などは行われているのでしょうか。お伺いします。

○佐藤 晃議長 唐澤建設部長。

○唐澤一義建設部長 耐震度調査でございますが、平成9年に金池住宅の5号棟で予備診断を実施しております。これは県で調査したものでございます。その他の市営住宅の耐震診断はまだ行っていないところでございます。

市有施設の耐震診断及び耐震補強工事につきましては、児童生徒の安全性と災害時の避難所となる小中学校を優先に行ってきておりますが、平成26年度で小中学校施設の耐震化が完了する予定でございますので、市営住宅を含めたその他の公共施設につきましても平成25年度の米沢市総合計画第5期実施計画策定に合わせて関係各課と協議をし、検討してまいりたいと思っております。

○佐藤 晃議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） ぜひいつときも早い耐震度調査を行っていただきたいと思います。

次に、駐車場のない住宅戸数が5団地、73戸ということですが、入居者からは何か要望というか、駐車場がなくてというような苦言などはないのでしょうか。

○佐藤 晃議長 唐澤建設部長。

○唐澤一義建設部長 現在戸数に比べて駐車場の数が少ない状況になっているわけですが、市営住宅には高齢者の方なども多数入居されておりまして、自動車を所有している方ばかりではないというふうなこともございますので、今のところ駐車場の数に関しての苦情、苦言などはいただいているところでございます。

○佐藤 晃議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） 来年度以降の建てかえの部分については、米沢市公営住宅長寿命化計画で検討するという答弁でしたが、耐用年数

が経過している116戸、駐車場の足りない73戸についてはぜひ市の中心街に建てかえできないものかどうかお伺いします。

○佐藤 晃議長 唐澤建設部長。

○唐澤一義建設部長 公営住宅の建てかえでございますが、先ほども申し上げましたが米沢市公営住宅長寿命化計画を来年度作成する予定でございますので、その作成する中で建てかえ等につきまして十分検討してまいりたいと思っております。

○佐藤 晃議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） わかりました。住宅関係については以上で終わります。

それでは、生活道路についてお伺いします。生活道路というのは、昔の官地、赤道です。先ほどの答弁では平成17年に全て市の名義になったと言っておられましたが、私が財政課に聞いたら16年ということでしたが、それはいいですが、赤道沿線に生活している人はもう昔から、本当に何十年、何百年前から生活している人たちです。その人たちを救ってやらなければ、どんどん過疎化が進むだけです。私の住んでいる部落も、3軒ほど家がなくなりました。もう街に引っ越すとか、崩壊したり、全く冬の生活に困っている人たちです。特に今残っている人たちは高齢化の人たちが多く住んでおられます。市の名義になったということは、市道でしょう。認定道路でなくても、管理するのは市でしょう。そういうことを考えれば、やはり舗装してやるべきではないかと思っておりますので、もう一度御答弁ください。

○佐藤 晃議長 唐澤建設部長。

○唐澤一義建設部長 先ほども御答弁申し上げましたが、あくまでも官地道路につきましては管理に関する特別法の適用や準用を受けないというものでございますので、市としてはあくまでも認定道路外ということで扱っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○佐藤 晃議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） 市道舗装については私も何十年といろいろ当局とやってきましたので、この間の聞き取りにおいても課長と大声を出したので、隣の議員にもっと小さな声でお話ししなさいなんて注意を受けたところでございます。そんなことで、くどいようでございますが、認定道でないと道路でないというようでは本当に困ると思うんです。市の実態というものをもう一度調べていただきながら、そういう救われない市民のために生活道路を整備していただきたいということをお願い申し上げます。

それでは、別の質問に変えます。

梓川の河床低下は、非常に生態系を変えております。ことしも総合支庁の河川課にお伺いし、砂防ダムみたいな施設を数カ所つくれないかということを要望してきました。しかし、なかなか河川課では、下流から帯溝を、何かやっぱり帯溝というのは、帯溝をつくっているのです。だんだん上流に上っていくから待っててくださいということでございましたが、何年になるかわかりません。そんなことを待っていたんでは、本当に荒れ放題の河川になるのではないかと思います。帯溝というのは、やはり少しの水も下から流れるものですから、どうしても大水が来ればそこがえぐられて、結局また同じになってしまいます。私が言っているのは、完全に水のある程度の高さにとめてしまうと、コンクリートで固めるというようなことを言っているわけでございます。確かにそれはなかなか大変かと思いますが、こういうことをやらなければ毎年同じことを繰り返しているように思います。県に、市の重要事業として砂防ダムのような堰堤をつくっていただくような、今後採択されれば助かると思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤 晃議長 小川産業部長。

○小川正昭産業部長 先ほどもお答えしましたとおり、施設の整備や管理については河川管理者

から水利権許可を得ている水の利用者が行うべきというふうなことでございますが、さまざまこの三つの堰については経過があるようでございます。米沢平野土地改良区が平成23年度に水利権を取得したということがわかってきましたので、この辺についてどんな方法がよいか、米沢平野土地改良区のほうにも御相談しながらその対応を検討してまいりたいと考えております。

○佐藤 晃議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） わかりました。確かに河川管理者が管理するのが当たり前だと思います。私も市会議員になってからもう何十年にはなりません、河川課に行っておりますが、先ほどもお話し申し上げましたが維持管理というのは本当にやっていただけませんでした。私もあの沿線に山形県の桜回廊を植えさせていただきました。ちょうど2000年でしたが、あのときもっと河川の堤防沿いに桜の木を植えさせていただけないかということも要望しましたが、それもなかなか県では許可しませんでした。そんなことで、今河川を管理している人たちは洪水とかそういう水のはけということだけを考えて、生活がどうなっているとか、そういったものを全然考えていないのが現状です。そんなことで、まず何とか河川管理者が、先ほどの答弁では「ふるさとの川アダプト事業」ですか、そんなことで何とか河川に入られるようなものをつくるというようなことが日差ししたというか、ちょっとそういうことを聞きましたので、その点からまた私も河川のほうに行ってみたいと思っております。

鬼面川沿いで遠藤宏三さんが今理事長をやっている民俗資料館がございますが、あそこに福島から今五、六名の子供たちが来ています。その子供たちがよく鬼面川の水辺で遊んでいる光景を見ると、昔私もカジカ取りをしたり水浴びをしたような河川を取り戻したいというのが希望でございます。そんなことがありまして、こ

の夢を何とかかなえたいということで頑張っております。

ただ、先ほども質問の中で申し上げましたが、7月から9月9日まで、「水と緑を生かした潤いあるまちづくり」ということで、県主催による「きれいな川で住みよいふるさと運動」が行われようとしておりますが、この事業はどういったことを実際具体的にされるんですか。お伺いします。市町村も絡んでいるのではないのですか。

○佐藤 晃議長 唐澤建設部長。

○唐澤一義建設部長 私はまだ聞いていないところでございますので、そういったところを後で調べさせていただきたいと思っております。

○佐藤 晃議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） これは県単独で……、いろいろな団体の名前も出ておりますよ。この前の私のロータリーの会合ではそういうあれが流れておったということをお聞きしましたよ。それはそれでいいと思いますが、米沢市でも「水と緑を生かした潤いあるまちづくり」ということを提案しているわけでございますが、具体的にはどういうことを目指しておられますか、市長。

○佐藤 晃議長 唐澤建設部長。

○唐澤一義建設部長 米沢市では、花と樹木に覆われたまちづくりというようなことでやっておりますので、そういったことに通じる中身かと思っております。

○佐藤 晃議長 いいですか。（「はい」の声あり）

以上で10番佐藤忠次議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

午前10時50分 休 憩

~~~~~

午前11時00分 開 議

○佐藤 兵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

一つ、スポーツ推進計画について外1点、3番小久保広信議員。

〔3番小久保広信議員登壇〕（拍手）

○3番（小久保広信議員） おはようございます。

市政クラブの小久保です。6月定例会、2番手ということで、一般質問をさせていただきます。当局の皆さんには、明確な御答弁をよろしくお願いいたします。

また、このたびもお忙しい中皆様から傍聴を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、私からは、一つはスポーツ推進計画について、二つ目として業務継続計画について質問をさせていただきます。

まず1点目のスポーツ推進計画についてですが、この計画は平成23年8月24日から施行されたスポーツ基本法の第10条に規定された計画です。このスポーツ基本法は、昭和36年に制定されたスポーツ振興法を50年ぶりに全部改正し、スポーツに関し基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めたものです。

前文で、「スポーツは、世界共通の人類の文化である。スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等

に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である」と述べています。

法律の中身として、一つはスポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的としています。

二つ目として、スポーツを通じ幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならないことなど、スポーツに関し基本理念を定めています。

三つ目として、スポーツに関し国及び地方公共団体の責務、スポーツ団体の努力等について定めています。

最後に、国、地方公共団体は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上

または税制上の措置、その他の措置を講じなければならぬことを定めています。

国と地方公共団体に施策をつくり、それを実施するのが責務だとし、スポーツ団体がスポーツの推進に主体的に取り組むこと、そこにかかわる団体や人々が協働、対等の立場で協力するよう努力を求めています。

このスポーツ基本法を当局はどのように認識しておられるのか、お伺いいたします。

次に、スポーツ推進計画の策定についてです。

先ほども申し上げましたが、スポーツ基本法第10条では「市町村の教育委員会はスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」と規定しています。本市には、スポーツ振興推進に関する根本的な計画がありません。確かに第3期米沢市教育文化計画の基本計画に社会体育がありますが、ページ数にして7ページしかありません。ちなみに学校教育は16ページ、社会教育は17ページです。ページ数が少ないからだけではありませんが、きちんとした計画が必要なのではないのでしょうか。

スポーツ基本法に全部改正される前のスポーツ振興法においても、第4条の3において「市の教育委員会は第1項の基本的計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする」とされていました。本市においても、スポーツ推進計画を策定すべきであると考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

次に、施設の管理運営についてお伺いします。

本市のスポーツ施設は、指定管理者制度によって管理運営をされています。第3期教育文化計画の中で、管理を指定管理者制度によって行うようになり、これまでよりサービスの向上や施設の維持管理に民間のノウハウが反映され、よくなったとの声が上がっていることから、指定管理者制度による施設管理を継続し、利用者

の利便性をさらに高めていきますと述べていますが、本当にそのような状況なのでしょう。利用料金制度を導入する前と後では、どのようになっているのでしょうか。現状をどのように見ているのか、当局のお考えをお伺いいたします。

さらに、第3期教育文化計画の中で、体育協会の法人化を含めた自主的な運営のあり方について関係者と協議、検討していきますとしています。体育協会の法人化とともに、指定管理者とすることで団体の活用や優秀な選手などの雇用もできるのではないのでしょうか。指定管理者を導入した際の目先のメリットばかりで、活用することができていないのではないのでしょうか。民間だとコストが削減でき、サービスもよくなり、対応も早くなると言われますが、どこでも頑張ればできるものと思います。付加価値をどうつけていくのが大切です。スポーツ団体に委託をすれば、スポーツ行事もできますし、団体の独立も図ることができます。ますますイベントを充実させることもできると思います。当局のお考えをお伺いいたします。

最後に、スポーツツーリズムの考えについてお伺いします。

米沢市はスポーツツーリズムに積極的ではないのでしょうか。スポーツに関する事業やイベントを行うことで、米沢市への来客者をふやすことが必要です。最近の事例を挙げれば、今月1日から3日にかけて県内各地で開催された県高校総合体育大会では、本市においてバスケットボールなどが開催されました。選手や監督、コーチが本市に宿泊しただけではなく、選手の保護者が応援団として宿泊しております。県大会レベルでこれですから、東北、全国となれば相当数の方が来市することは容易に予想がつきます。施設の整備は当然必要ですが、スポーツイベントを開催することで多くの人を呼び込むことができます。さまざまな大会の積極的

な誘致を図ること、そしてスポーツイベントの開催を積極的に行うことが必要だと思いますが、当局の考えをお伺いします。

次に、大きな２点目の業務継続計画についてですが、この点については昨年の６月定例会でもお伺いしました。この業務継続計画とはＢＣＰ「ビジネス・コンティニューイティ・プラン」のことで、地震などの災害発生時や大規模事故、伝染病などがあった場合に、限られた資源である人員、物、情報、ライフラインなどを有効活用し、業務の継続をするために策定するものです。行政機関が被災したことを前提に、非常時の優先業務をあらかじめ特定するとともに、そのために必要な資源の確保、配分や、指揮命令系統を明確にしておくものです。

この業務継続計画に対する当局の認識と策定について、市長より「業務継続計画について、災害に備えあらかじめ必要な資源の準備や対応方針、手段を定める業務継続計画については、このたびの大震災における被災自治体の実情から見ても必要なものと認識しており、今後本市としても策定してまいりたいと考えています。住民との協働の考えを取り入れた計画とする点では、市が災害時に行う非常時優先業務の内容、必要人員、業務目標、遂行順序を明らかにして、限られた人的・物的資源を効率的に投入するための市の業務継続計画においてどのような形で可能か、今回の市や市民の震災対応も検証しながら、今後の研究課題としたいと考えております」と答弁されています。この業務継続計画策定の状況はどのようなになっているのでしょうか。お伺いいたします。

また、置賜地区の２市２町なり３市５町の中で共同研究をしながら行っていくという方法も提案をさせていただきました。時の小林総務部長から「県との連携、必要であれば周辺市町村との連携も含めて、国が求めているような指針にどこまで近づけるかですが、そういった線に

沿って策定してまいりたいと考えております」と答弁されていますが、その点はどのような状況になっているのかお伺いいたします。

さらに、策定までに時間がかかるのであれば、それまでの間、各課、係、各担当レベルで業務の優先順位をつけていくことが必要で、災害時に最低限することを明確にしていく必要性について提案しました。そのときは明確な答弁がありませんでしたが、この点についてもお伺いいたします。

最後に、計画策定の現時点でのめどはどのようなになっているのかお伺いし、壇上からの質問といたします。

○佐藤 晃議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの小久保広信議員の御質問にお答えいたします。

私からは、業務継続計画策定の状況についてお答えいたします。

業務継続計画は、災害時に備えあらかじめ必要な資源の準備や対応方針、手段を定めるものでありますが、東日本大震災における被災自治体の実情から見ましても必要なものと認識しており、本市としても策定をしたいと考えております。

現在のところは、国の示す地震による災害時の地方公共団体の業務継続の手引きとその解説など、参考となるような文献での情報収集や先進自治体の取り組み状況などについて研究をしている段階です。

次に、県や周辺市町村との連携ですが、被災すればまず他自治体からの人的応援が必要とされることが想定されます。これにつきましては、人数だけでなく応援要員の専門性もまた重要だと考えております。この点につきましては、昨年９月から１２月にかけて米沢市では仙台市へ東日本大震災に対しての応援業務のために職員を派遣いたしました。即戦力になれる職員を

選んで派遣いたしました。

続いて、最低限実現すべき業務の優先順位を明確にするという点であります。この点につきましては非常時優先業務の選定というのがまず必要であると考えております。また、東日本大震災でもあったわけですが、災害によって新たに発生する業務というのがさまざま出てきますので、それらを想定して優先順位をつけていくということも大事だと思っています。加えて、市役所などの行政施設が被災する場合も考えられますので、そのようなことへの対応も考慮することが大事だと思っています。これらを踏まえて、実施可能な事項から検討に入りたいと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 私から、小久保広信議員の質問にお答えいたします。

まず一つ目、本市はスポーツ基本法をどのように認識しているかについてお答えいたします。

スポーツ基本法につきましては、我が国の社会の現状や国際的な環境変化を踏まえ、スポーツ振興法が50年ぶりに全面改正されたものがあります。その内容につきましてはただいま議員が述べられたとおりであります。特徴的なものとしてスポーツ振興法の定める施策を充実させつつ、すぐれたスポーツ選手の育成を行い、競技水準の向上につなげようとするものです。そして、そのスポーツ選手が出身地や居住地などの地域スポーツの推進に寄与し、それを循環させることにより、スポーツ立国の実現を目指し国家戦略としてスポーツに関する施策を総合的・計画的に推進するものとなっております。

本市では、スポーツ基本法の公布を受け、米沢市スポーツ推進審議会や米沢市スポーツ推進委員にかかわる条例、規則の整備を行ったところであります。今後、本市としましてもスポー

ツ基本法の理念を踏まえ、国、地方公共団体、学校、スポーツ団体等、スポーツに携わる人たちが連携し、協働してスポーツの推進に総合的かつ計画的に取り組んでいくべきと考えております。

次に、スポーツ推進計画を策定すべきではないかということにお答えいたします。

現在、本市では独自のスポーツ振興計画は策定しておりませんが、第3期米沢市教育文化計画の中で本市の社会教育における10カ年の方向性と目標を示しております。内容としましては、1. 社会体育事業の推進、2. 体育・スポーツ団体活動の振興、3. 社会体育指導体制の確立、4. 社会体育施設の整備の方針の柱としておりますが、今回のスポーツ基本法第10条で、地方公共団体においては国のスポーツ基本計画をもとにしてその地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとされております。

本市としましても、平成24年3月30日に告示されました国のスポーツ基本計画及び平成24年度中に策定予定の山形県のスポーツ推進計画を踏まえて、平成25年度を目標に本市の実情に即した米沢市スポーツ推進計画を策定してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 神田教育管理部長。

〔神田 仁教育管理部長登壇〕

○神田 仁教育管理部長 私からは、指定管理者制度の状況と利用料金制度導入の現状について、さらには体育協会による指定管理者制度の導入、大会やイベントの積極的な誘致についてお答えいたします。

まず初めに、施設の管理運営についての中で、指定管理者制度や利用料金制度の状況についてお答えいたします。

指定管理者制度において、利用者にとってよくなった状況ですが、指定管理者独自で施設に

意見箱を設置したり、利用者満足度アンケートを実施し、利用者の声をお聞きしております。例えばトイレがとてもきれいであった、窓口対応が丁寧で親切であったなどの意見をいただいております。一方、利用者からの要望等に対しては、施設や業務の改善を行い、サービス向上に生かしているところです。また、その状況や対応については、指定管理者との定例打ち合わせなどで報告を受け、協議を行っております。

次に、利用料金制度の現状ですが、本市の基本方針として使用料を徴収する公の施設のうち、公募により指定管理を選定する施設については利用料金制度を導入しております。利用料金制度のメリットとしては、管理受託者の自主的な経営努力が発揮しやすいことが一番に挙げられます。

本市の体育施設では、市営野球場、市営プール、市営弓道場、多目的屋内運動場、西部野球場、陸上競技場、北村公園テニスコートの7施設について、平成23年度から利用料金制度を導入いたしました。導入後につきましては、指定管理者が利用者に施設を有効に活用してもらうため、施設の改善やホームページやチラシなどで施設のPRを行った結果、施設の利用者も増加傾向にあります。さらに、施設利用料金が管理者の収入になることにより、今まで以上に管理運営の面で工夫を行うとともに、スクール部門やイベント部門などの自主事業も展開し、利用者の増につながっているものと考えております。

次に、「体育協会による指定管理はできないのか」についてお答えいたします。

現在、本市の体育施設の指定管理は、全て民間業者へ委託しておりますが、他市町村では山形市や南陽市などの体育協会が体育施設の指定管理者となっております。

市体育協会では、法人化を目指す意向を持っており、昨年度から先進地などの調査研究を市

とともに進めているところです。本市といたしましても、法人化することにより組織が充実することがさらなるスポーツ振興につながるものと考えております。今後も市体育協会と法人化に向けてともに協議を進めてまいりたいと考えております。また、市体育協会としては、法人化に向けた準備の中で指定管理についても視野に入れており、今後検討していきたいとの考えをお持ちのようです。

次に、「スポーツツーリズムの中で大会やイベントの積極的な誘致をすべきではないか」についてお答えいたします。

スポーツツーリズムは、国土交通省観光庁が平成23年6月に推進基本方針を策定して、スポーツとツーリズムの融合により観光大国日本を目指すものであります。

議員の御質問にもありましたが、先ごろの山形県高校総体では、本市ではバスケットボールとフェンシングの2種目が開催され、市内の宿泊施設は選手や競技関係者、保護者の方々と満員であった状況を私も見聞しているところでございます。

本市でも、各種スポーツの県大会や東北大会、全国大会など、大規模な大会を誘致することは交流人口の増や経済効果を上げる手段だと認識しております。既存施設を初め、この秋に完成予定の人工芝サッカー場などを会場にしたさまざまな大会の誘致については、市体育協会や競技団体と協議を行いながら、観光の面や宿泊については米沢コンベンション協議会など関係機関の協力を得ながら、スポーツを通じた地域活性化を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、2の(2)、業務継続計画策定の目途についてお答えいたします。

業務継続計画の場合は、先ほど市長が答弁しましたように、被害状況の想定やその他業務に必要な資源の確保、業務継続に従事する職員用の食料等の備蓄、さまざま検討する必要がございます。さらには、代替拠点の確保など、実効性を持たせるにはクリアすべき課題が数多くありますので、短期間での計画策定は困難であるのではないかと考えているところであります。

さらに、業務継続計画を策定するには、大規模な地震による災害発生時における応急対策業務以外の業務において、住民サービス等の継続が求められる通常業務を選別して、それに優先順位をつける必要があるだけでなく、応急対策業務そのものについてもどの程度の業務量で人員がどれほど必要なものか、いろいろ含めて検討する必要があるところであります。しかも現在改定作業中の本市地域防災計画とのかかわりもあることから、今年度につきましては地域防災計画の改定作業を最優先に行い、その後業務継続計画の策定に取り組んでいきたいと考えているところであります。

なお、参考までに平成22年4月の総務省消防庁による地震による災害時を想定した業務継続体制に係る状況調査結果報告によりますと、平成21年11月時点ではありますが全国の都道府県、市町村の中で業務継続計画の策定済み団体が数団体、中身につきましては都道府県が5団体、市町村が1団体という状況となっております。

私からは以上でございます。

○佐藤 晃議長 小久保広信議員。

○3番（小久保広信議員） 当局から御答弁いただきました順番で、最初に業務継続計画についてであります。今須佐部長から県で5団体、市町村で1団体ということで、まだまだ計画自体が、私も手引きを見ておりますが膨大な量になるということで、策定まで非常に難しい部分がたくさんあると、それは重々わかっておりますし、ただ地域防災計画との相違点もあるわけ

ですから、そういった意味できちんとある程度のめどを区切って策定をすべきものだと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 地域防災計画におきましては、災害の予防、応急それから復旧・復興という観点において計画がなされております。一方、防災計画の応急対策業務につきましては業務継続計画の中に全て取り込まれると。ただし、先ほど申し上げました地域防災計画のうち、復旧・復興業務につきましては優先度の高い復旧・復興業務について取り組んでいく必要があると。さらには通常業務という我々がふだん行っている業務でございますが、この部分について災害が起きたときに優先度の高い通常業務として取り込んでいく必要があると。それぞれの場面、場面におきまして、庁舎が被災したことも含めましてそういった段階におきましてさまざまな業務をそれぞれに分類、検討していく必要がございますので、現時点では御指摘のとおり相当膨大でございます。できるだけ早くと考えているところでございます。

○佐藤 晃議長 小久保広信議員。

○3番（小久保広信議員） こういったものはある程度目標を決めていかないとなかなか進まない、通常業務には余り影響ない話なわけですから、災害時、いざというときに必要なものなわけですから、そういった意味で後回しになりかねません。そういった意味で、いつまでだという目標を持って、ぜひ策定をしていただきたいと思います。これについては要望とさせていただきます。

次に、計画ができたとしても仕事をする場所、先ほどの答弁の中でも庁舎が被災した場合どうのこうのという話もありました。この防災拠点となる施設の耐震化というものについて、どのようにお考えなのでしょうか。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 先ほど建設部長のほうから若干答弁ございましたが、平成19年度に米沢市建築物耐震改修促進計画を策定してございます。その計画の中で、平成27年度に耐震化の目標率を定めておったわけですが、26年度をもって小中学校の耐震化が全て完了する予定であります。ですので、平成27年度以降の学校施設以外の、もちろん市庁舎を含めた公共施設ということになります。耐震化計画につきまして平成25年度の米沢市総合計画第5期実施計画の策定に合わせて耐震化アクションプログラムを作成していきたいと考えているところであります。

○佐藤 晃議長 小久保広信議員。

○3番（小久保広信議員） そうしますと、27年度以降になっていくということだと思んですが、学校もそうなんですけれども前倒し前倒しで来たわけです。そうしなければ本当に安心・安全な生活環境にならないわけですから、そういった意味でこの点についてもなるべく前倒しをしていただきたいと思いますし、まして市庁舎の状況を見れば非常に不安がある、職員も含めて、いらっしゃる市民の方も不安に思われている部分がありますから、その点について早急にさせていただきたいと思ひますし、少しでも前倒しできるすべはないのかどうか、その点はいかがでしょうか。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 庁舎の改築を含めまして、そもそも建築自体膨大な経費がかかります。これについては十分な論議が必要かと考えておりますので、できるだけ御要望を検討させていただきたいと思ひしております。

○佐藤 晃議長 小久保広信議員。

○3番（小久保広信議員） ぜひそこはきちんとしていかないと、現時点で不安の残る部分がありますし、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、先ほど市長答弁の中で質問とちょっと違う答弁がございました。どこかという、2

市2町ないし3市5町が協働して業務継続計画を検討、研究していく必要性を提案したつもりなんです。災害時の応援体制のような答弁だったのです。なかなか進まない理由として、非常に難しいものがあると思ひています。そういった意味で、米沢市だけでなく広域的に、置広なりで研究をして、勉強会などをしていくということも一つの方策ではないかと思ひんですが、その点はいかがですか。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 まずは、市域について市が責任を持って継続計画を策定するというのがまず必要かと思ひております。その上で災害が起きた場合には近隣市町から応援をいただくと。一方で、計画を策定するに当たって近隣市町と、あるいは県も交えて勉強会を重ねて、いいものをつくっていくという段階、さまざまなかわり方があると思ひますので、それについては検討させていただきたいと思ひております。

○佐藤 晃議長 小久保広信議員。

○3番（小久保広信議員） その点なんです、NPOで事業継続推進機構というところもございます。そういったところで事業継続初級管理者試験など、そういった資格もあるようなんですが、そういったところを利用するとか、やはり1市だけでこれを理解していこうとすると非常に大変な部分もあると思ひますし、そういった勉強会を立ち上げて、防災計画を市町村ごとにつくるわけですからそれと並行してしていくべきものだと、そうすることで防災計画ができた以降直ちにこういった業務継続計画に着手できるのではないかなと思ひんですが、その点はいかがですか。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 直ちに着手ということでございますが、先ほど申し上げましたように地域防災計画との関係がござひます。まずは地域防災計画のほうの見直しに着手させていただきた

いと。その上で業務継続計画のほうに進んでいきたいと考えておりますので、その辺のところはどうか御理解いただきたいと思います。

○佐藤 晃議長 小久保広信議員。

○3番（小久保広信議員） おっしゃることはわかるんですが、研究をしていかないとそこはなかなか進まないのかなと。計画ができた、そこから研究を始めていくのではまた遅くなるでしょうということなんです。その点については要望にしておきます。

各課、係ごと、業務ごとの必要最低限行わなければならない業務のピックアップというところなんです。災害によって、業務は違うかもしれないかもしれませんが、災害が起きたとしても必要最低限しなければならない業務というものをやはり各業務ごとにピックアップするべきだと私は思います。いつ災害が起こるかわからないわけですから、業務継続計画がないからできません、米沢市何もできませんということではだめだと思いますし、そういった意味でどんなことがあったとしても米沢市としてはきちんとした業務が遂行できる、市民が安心・安全な生活を送っていただけるようにするんだということをきちんとしていかなければならないと思いますし、そのためにも災害が起きたとしても最低限やらなければならない業務というものを各担当の中で決めておく、そういったことが必要だと思うんですが、その点はいかがですか。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 非常時において市民生活の維持等に必要不可欠な行政サービスを継続させていくというのがこの継続計画の目的であります。そのうち優先度の高い業務ということになりますと、例えば災害が発生すると、通常言われておりますように72時間程度であれば通常の業務を放っておいて災害業務に当たるべきだと、そんな考えもあるようでございます。ただし、72時間放っておいていい通常業務があるのかな

いのか、その部分も含めて細かい部分で検討する必要があると考えております。

それから、休止、停止、そういった検討でございしますが、季節によって、あるいは時間によっても変わってまいります。あるいは緊急に選挙管理の事務が入ってきたりとか、さまざまな状況もあります。そういったことを踏まえながら計画を策定するということで、相当の労力がかかるということでございますので、どうか御理解いただきたいと思います。

○佐藤 晃議長 小久保広信議員。

○3番（小久保広信議員） 確かに計画はそのとおり時間がかかりますが、私が申し上げたのは各担当ごと、このことはどんなことがあってもしなければいけないという業務があるのであればそういったものをきちんとピックアップをしていく、計画にいかないまでも各担当の中でもわかるわけですから、そういったことをピックアップしていく必要があるのではないかと申し上げたんですが、その点をもう一度伺います。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 21年のときに新型インフルエンザで、地震ではありませんが業務継続計画を策定した実績がございます。そういった中で、それぞれの課において優先すべき、あるいは休止、停止することができる業務について検討した実績があります。そういったことも踏まえながら、今後それを練り直すなどしながら検討していきたいと思っております。

○佐藤 晃議長 小久保広信議員。

○3番（小久保広信議員） 今の答弁ですと昨年6月から余り変わっていないのですが、インフルエンザで業務継続計画をつくっているわけですから、そういったことを踏まえて必要最低限すべきことを早急にピックアップしておくという取り組みをぜひしていただきたいと要望しておきます。

時間もありませんので次に移りますが、教育委員会のほうからスポーツ推進計画について平成25年を目標に計画を策定していくんだということが出されました。ぜひきちんと目標、目的を明確にして、必要な事業が効率的に行えるようなものにしていただきたいと思いますし、やはり市民と一緒に考える、計画をつくっていくというところをぜひお願いしたいと思います。その推進計画の策定に当たってどのような体制でつくろうとされているのか、その点はいかがでしょうか。

○佐藤 晃議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 その体制につきましては、体育関係の有識者並びに教育関係の有識者、さらには一般市民の公募等を考えているところでございます。

○佐藤 晃議長 小久保広信議員。

○3番（小久保広信議員） ぜひ幅広い市民の方、そして競技団体、体育協会だけではなくてさまざまな団体の、スポーツを愛好する方々がいらっしゃるわけですから、そういった方の意見も取り入れながら、競技力向上ではないですが、きちんとしたものをつくっていただきたいと思います。

次ですが、体育指導員という方がおられたわけですが、このたびの法律でスポーツ推進委員ということになりました。名前だけが変わったわけではなくて、その役割も変わっております。スポーツ推進のための連絡調整という役ですね。いわばプログラミングをして、調整をするという仕事が出てきたわけですが、米沢市にはスポーツ推進委員会がありますけれども、この先のスポーツに関する需要を考えたときにこのスポーツ推進委員の方がきちんと活動できるような予算措置を含めて、また新たな連絡調整役というのも入ったわけですから、そういった任務に対応できる研修や活動をサポートするための体制づくりというものが要だと

思うんですけれども、その点についてはどうお考えでしょうか。

○佐藤 晃議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 議員がおっしゃるとおり、これまでの体育指導員からスポーツ推進委員に変わりまして、お願いする職務についても増加してきているのが事実でございます。本市のスポーツ推進のために、行政と住民のコーディネーターとしての役が加わりましたので、例えば地域においてのスポーツ大会の企画運営を行ったり、学校、コミュニティセンターなどの教育機関や行政機関の求めに応じて、スポーツ推進にかかわる施策等の企画・立案等に関して指導・助言することも職務の一つとなりました。このような多様なニーズに対応するために、スポーツ推進委員の活動が円滑に進みますように、さらなる資質向上のためにも研修会への参加など、社会教育・体育課とスポーツ推進委員会の連絡調整を密にしながら、支援してまいりたいと考えております。

○佐藤 晃議長 小久保広信議員。

○3番（小久保広信議員） その具体的な中身ですね。やはり研修にしてもコーディネート役の役割ができたわけですから、今までのスポーツを振興させる、地域でスポーツを広めていくというそういった役割だけではなくて、いろいろなスポーツ団体と地域のニーズを合わせてコーディネートしていかなければならないわけですから、そういった意味で今まで以上に苦労があると思いますし、その体制をどうやっていくのか、もう1回研修の具体的なものと、体制を本当に推進委員会だけでいいのか、その点についても伺います。

○佐藤 晃議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 これまでの研修とまた違った研修が、このスポーツ基本法の施行によりふえてくると思います。県内を初め東北地区大会とかのレベルの研修会もございますでし

うから、そういった情報を収集しながら、お忙しい中ではあるかと思いますがスポーツ推進委員の方々に、一気に全員とはいきませんけれども何名かずつ出席していただいて、研修終了後伝達講習をするとかそういった場を設けて、スポーツ推進委員の方々の活動が円滑に進むように考えております。

○佐藤 晃議長 小久保広信議員。

○3番（小久保広信議員） 今、県大会、東北大会というお話がありましたけれども、米沢市としてもきちんとしたそういった部分の研修をすべきだと思いますし、そのための予算措置もしていく必要があると思っています。その点については要望とさせていただきます。

次にスポーツツーリズムの関係ですが、去年の9月定例会でも申し上げたんですが、ソフトテニスなどテニスコートが不備で、県大会すら開けないといった競技もあります。早急に改修する必要があると思いますが、その点についてはいかがでしょう。

また、競技場だけではなくてその周辺の設備についても整備を図らなければならないと思うんですけれども、特に人工芝のサッカー場はトイレがないという話が出ています。そういった部分でトイレの整備も必要と思うんですが、その点についてはいかがでしょう。

○佐藤 晃議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 去年の9月にも御答弁しておりますが、本市には多くの競技団体から施設の老朽化やルール改正に伴うもの、さらには施設拡充など、施設整備の御要望をいただいているところでございます。

本市の体育施設の整備計画につきましては、計画的な営繕を行いながら、大規模なものにつきましてはまちづくり総合計画実施計画の中で優先順位をつけて実施していきたいと考えております。

また、本定例会に補正予算として計上のスポ

ーツ振興くじ助成金を特定財源とした設備改修のように、このような厳しい財政状況の中では特定財源の確保も施設改修や整備を進める上で重要なことと考えております。さらに、国の策定したスポーツ基本計画に地方公共団体が行う施設の整備等の支援を掲げていることから、今後国の動向を注視していきたいと考えております。

なお、周辺整備の中で、ただいま御質問いただきました人工芝サッカー場のトイレの整備につきましては、現在建築が完成しておりますクラブハウスの中にはトイレを設置しておりますが、人工芝サッカー場で大会の規模などによっては支障を来す場合も想定されます。そこで、このたび整備を行う外構工事の駐車場の一角にトイレの建設を検討中でございます。なお、方向性が決まりましたら議会のほうにも御説明させていただきますと考えております。

以上です。

○佐藤 晃議長 小久保広信議員。

○3番（小久保広信議員） サッカー場のトイレ、ぜひ整備をお願いしたいと思いますし、聞くとところによると東北大会レベルの大会をしたいと、スポーツ少年団の大会などですと子供たちや監督、コーチだけではなくてやはり保護者プラス祖父母まで一緒になっていらっしゃいますから、そういった意味では米沢に来たらトイレもないということでは笑い物になるだけですので、ぜひ早急な整備をお願いしたいと思いますし、そういった評判が後々米沢で大会をといたときに、先ほどのスポーツツーリズムでいえば敬遠されてしまいますので、誘致もままならなくなるということがありますから、ぜひその点については早急をお願いしたいと思います。

次に、指定管理者制度の利用料金制度の部分なんですが、あるところでは減免による使用を嫌がっているというような話も聞こえてきます。そういった点を当局としてはどのように把握さ

れて、どう考えられるか、どう指導しておられるか、その点についてはいかがですか。

○佐藤 晃議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 私からは体育施設の関係で申し上げることになりますが、体育施設の使用料の減免につきましては、市が受理いたしまして担当課がその内容を精査し、これまでの基準等に照らし合わせながら公平に判断して、減免等の措置を行っているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○佐藤 晃議長 小久保広信議員。

○3番（小久保広信議員） 指定管理者制度、いいことばかりではないと思っています。働いている職員の方の待遇も含めて非常に問題のある制度だと、この間ずっと申し上げてきておりますが、利用者にとっても利用料金制度以降非常に利用料に関してシビアになってきている部分があります。先日も高校生が夕方4時ぐらいから午後7時まで使おうとしたときに、午後からの料金と夜の料金を両方取られたという話もあります。1時から5時までだったら午後の料金だけでいいんでしょうけれども、またがったということになって、そういった話もあります。そういった意味で、この利用料金制度が持つ弊害というものもきちんと教育委員会だけではなくて総務当局の皆さんにも御理解いただきたいと思います。余りにも融通がきかない、一つだけで縛ってしまう、ましてや利用料金制度になって指定管理料はどのようになっていますでしょうか。上がっていますか。逆に下がっているんじゃないですか。そういった意味では、利用料金、使用料を上げるしかない、そういった行動に今指定管理者がなっているとするならば、それが利用者に降りかかっているという状況になっていますから、ぜひその点については改善をしていかなければならない部分だと思います。ぜひ今後の施設管理運営について、体育施設を中心に申し上げましたけれども、ほかの施設で

もありますから、そういった点についてぜひ米沢市としての対応をお願いしたいと思います。

以上、私からの質問を終わります。

○佐藤 晃議長 以上で3番小久保広信議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時51分 休 憩

~~~~~

午後 1時00分 開 議

○佐藤 晃議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

一つ、市民バスの利便性向上、デマンド交通の実施について外2点、2番高橋義和議員。

〔2番高橋義和議員登壇〕（拍手）

○2番（高橋義和議員） 私のほうから、ただいま議長が申された3点についてお伺いいたします。そのうち、1点目と2点目については、私も含め多くの議員の方々が一般質問や予算委員会、各委員会などでこの問題を取り上げて質問等をしておりますので、きょうは事業の意義や必要性などは長々と申す必要はないと思いますので、具体的な内容にすぐに入っていきたいと思います。

一つ目の質問については、5点についてお伺いしたいと思います。

まず1番目、関根・松原線についてであります。南回りの循環バスが昨年12月より運行を開始したことにより、通町など路線の一部が重複する区間が出てきました。関根・松原線は乗車率が低く、これまでも路線の存続が問題にもなっています。この関根・松原線について、昨年予算委員会で私がお聞きしたときには、関根・米沢間にはJR等もあり、ほかの交通手段

もあることから、廃止も含めて検討したい旨の答弁がありました。それに対して私が「松原地区には国立病院があり、病院利用者はＪＲは利用できず、市民バスが唯一の交通手段である。そのために、路線を変更してでも残すことができるならば、廃止を前提とした考えではなく残す方向で検討すべきではないか」と再度質問したのに対して、市当局も「そのような形で検討を進めていきたい」と、このような答弁がなされています。

この関根・松原線について、今の路線のままでもいいのか、また路線を変更することによって残すことが可能になるのか、利用者の方々や沿線の市民の方々の意見を聞いて、一番いい方法で存続に向けた結論を導き出していきたいと思います。この点についての検討はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

２点目ですが、バス時刻表や運行時間などの見直しについてお伺いいたします。

市民バスについて、これまでＪＲの時刻表等に合わせて運行ダイヤの見直しなどを行っていますが、市民の声を聞くような場を設けているのでしょうか。特に昨年１２月から運行を開始した南回り循環バスは、１台のバスで右回り、左回りを行っていることから、最終バスの運行時間を含めて利用者の方々から要望が多いようです。時刻表改正というのは、効率化もあると思いますが利用者の利便性向上のために行うものです。市民の意見を反映させる場を検討し、そしてよりよい、市民が利用しやすい運行形態に改善を定期的に図っていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

３点目、バス停、待合所についてお伺いいたします。

冬期間の積雪時には、始発の米沢行きは別として時間どおりに発着が困難な場合が多くなります。冬以外でも雨や風の吹く中、何も遮るものがないバス停でバスを待つのはかなり苦痛で

す。全てのバス停に屋根付きのバス停を設置することは困難ではありますが、可能な限りバス停に雨や風、そして雪を防げるような機能を設けるなり、すこやかセンターや共立ビル前など利用者が多い地点、また公共施設の敷地内などは待合所を設置するなど、利用者の利便性向上を図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

４点目、市内循環バスの回数券についてお伺いいたします。

市民バスの市街地循環路線と山交に委託している南回り循環路線では回数券を共通にできないとのことでもありますけれども、この路線は重複している区間が相当あります。これらの重複している区間を市民が利用する場合、最初にバス停に来たバスに市民は乗り込むこととなります。また、市内で用足しをする場合、複数の循環バスを利用することもあります。割安に市街地循環バスを利用するには回数券が便利ですが、現在は市民バスと山交を相互に利用することができません。使用料と運賃という制度の違いが阻んでいるわけではありますが、共通した回数券の利用というのは絶対に不可能なののでしょうか。ぜひ相互に利用できる回数券を設置していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

５点目、デマンド交通についてお伺いいたします。

デマンド交通、乗り合いタクシーなどについては、先ほども申し上げましたとおり一般質問等に対して、デマンド交通は初期費用は少なくて済むものの、ランニングコストが相当かかるなどを理由に消極的な答弁を繰り返してきました。県内では多くの自治体でデマンド交通システムの事業を実施しているにもかかわらず、米沢市はその検討すら残念ながら進んでいないのが現状であります。

市民バス検討委員会では、南回り循環バスの運行に集中して議論を行ってきたことから、次からは市民のニーズなどを踏まえながら、より

よい、利便性の高いバスシステムの構築やバス路線のない地域での交通手段の確保に向け、総合的な公共交通システムの構築に向けて検討の場を設けるという方向性が3月に打ち出されていますが、どう進んでいるのか、これについてのお答えをお願いいたします。

大きい2番目に入ります。

緊急時の市民への広報体制について伺います。

5月19日、北関東において、利根川水系に危険なものとは知らずに投下されたものに含まれる物質と、水道の殺菌等に使われる塩素が結合して発がん物質のホルムアルデヒドを形成したことにより、多くの自治体で大規模な断水となりました。千葉県のある市では、市役所や水道部に電話をかけても話し中だったりしてつながらず、市役所のホームページもアクセスが殺到してパンクをしたと。回ってくる広報車も内容が聞き取れないなど、圧倒的多数の市民が情報がない中で不安な状態に置かれました。これをとって、非常時の市民への情報伝達、広報体制は、地震や水害などの大規模な災害だけでなく、日常的にいろいろなところに問題があり、私たちの周りに横たわっているということが明らかになりました。

山形県の各市町村の防災の同報無線の導入率は全国最低だそうです。市町村の導入率が50%を切っているのは、山形県と京都府の2府県です。

米沢市では、昨年から緊急速報エリアメールを実施しましたが、高齢者など多くの市民はこの利用や対応をすることができませんし、危険を周知するだけでなく緊急時の公共情報を市民に提供する手段の構築を複数手がけていかなければなりません。そのためにも、市民に同時に情報を伝えるような手段の構築を急がなくてはならないと思います。

秋田県の横手市では、コミュニティーFMを

利用した緊急時の広報体制を構築しました。緊急放送時に自動的に電源が入るFMラジオを高齢者世帯や障がい者世帯に無償で配布するなども行っています。これらの費用を加えても、同報無線の構築にかかる費用に比べ、かなり低額な事業費で済んだとのこと。

米沢市のまちづくり総合計画第5期実施計画でも、公共施設の耐震化を初め多くの事業を抱えています。同報無線の導入を目指して事業年度が遅くなるより、より導入しやすいコミュニティーFMによる情報伝達、災害時の広報体制を進めるべきではないでしょうか。

大きい3点目、学校適正規模・適正配置等基本計画における小規模特認校の検討について伺います。

県内を初め全国の自治体では、学校規模適正化の名のもとに小中学校の統廃合が進んでいます。統廃合の傾向は、財政規模の小さい自治体ほど顕著な傾向にあります。一つの学校を建設するのに数年を要しますから、米沢市の今の学校数では建設が一巡するのに100年もかかるという声も確かにあります。しかし、財政面からだけでなく、学校のあるべき姿、地域における学校の位置づけをもっと重視していくべきではないかと思います。

国の基準では、小学校の場合二つの学年の児童の合計が16人以下、1年生と2年生の場合は8人以下のとき複式学級を編成することになっています。米沢市も複式学級をしなければならない学校が複数出ていることは確かです。

先ほど申しましたとおり、米沢市教育委員会では学校適正規模・適正配置等基本計画を作成中ですが、複式学級が続くと想定される小学校を統廃合するのではなく、残すためにどうするのかということを考えていただきたいと思います。そのための手段として、小規模特認校について検討していただければと思います。

小規模特認校は、教育委員会が定めた通学区

域にかかわらず、市全体から通学可能で、特色ある教育活動を展開している小規模校をいいます。地域特性を生かした教育活動の充実、放課後活動の充実などが挙げられます。小規模特認校の導入には、単に制度を構築するだけでなく、地域の理解が不可欠でもあります。米沢市の場合、小学校とコミュニティセンターが地区の拠点となって各種の活動が展開されています。小学校と地域との密接な関係を考えた場合、小学校の統廃合をむやみに進めるべきではありませんし、小学校を地域に残す手段として、今申し上げたとおり小規模特認校がその一助になるのではないかと思います。ぜひ学校規模適正化計画の議論の中で検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、壇上からの質問といたします。

○佐藤 兵議長 安部市長。

[安部三十郎市長登壇]

○安部三十郎市長 ただいまの高橋義和議員の御質問にお答えいたします。

私からは、市民バスの利便性向上、そして緊急時における市民への広報体制についてお答えいたします。

昨年は市街地循環バス南回り路線の運行開始の年でもあり、米沢市市民バス検討委員会と米沢市地域公共交通会議をそれぞれ2回開催し、市街地循環バス南回り路線の運行に関して検討いただくとともに、既に運行している米沢市のバス路線全般について、より利便性の高いサービスの提供を目的として、さまざまな視点から御意見をいただきました。

既存の廃止代替路線及び循環路線につきましては、ＪＲとの乗り継ぎや運行ダイヤなど利用者の視点に十分配慮するよう御意見をいただいたところであります。また、本市に直接運行ダイヤに関する要望をなされた方もおられましたので、本年４月１日に行いました市バスのダイヤ改正では、ＪＲ在来線との接続と学校の下校

時間を考慮して、米沢市役所・万世線、米沢市街地循環路線右回り、左回りの３路線、計９便を改正いたしました。また、市街地循環バス南回り路線につきましては、御要望いただきました地域の方々の運行案をもとに素案を組み立て、路線、運行体系、料金、利用促進等に関して検討いただいて、昨年の１２月に運行を開始いたしました。

利便性を高めて、市民バス及び市街地循環バス南回り路線をより利用していただくためには、何らかの形で御意見を頂戴することが必要であると認識しております。今年度から行います総合的なバスシステムの検討の中でも、地域の方々との懇談会やアンケート調査なども行い、さらには民間バス事業者、タクシー業界などの御意見も頂戴しながら、皆様の声を反映して、より利便性の高いダイヤ改正につなげていきたいと考えております。

続いて、広報体制についてであります。本市の地域防災計画では、緊急時における市民への情報手段として広報車による広報、自主防災組織や町内会を通じた情報伝達、報道機関への緊急放送の要請など、さまざまな手段を講じて情報の伝達を想定しているところであります。とりわけ昨年の東日本大震災では、何度か臨時の広報を発行いたしましたが、配布に御協力をいただきました地区委員を初めとする関係者の皆様に御礼を申し上げたいと思います。

また、新たな手段として携帯電話による緊急速報エリアメールを導入し、運用を開始しております。この緊急速報メールは、気象庁が配信する緊急地震速報と同様に、メールアドレスの登録も不要であり、市民が無料で利用できるもので、本市が発表する避難勧告や土砂災害警戒警報情報などの災害避難情報などを特定エリアの携帯電話に対して一斉配信するシステムです。文字による情報伝達ですので、音声での情報伝達に生じる聞き逃しや聞き間違いなどが

なくて、内容を正確に伝達することが可能となります。NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイルの3社全てのサービスをここでは利用いたしております。

また、緊急時にいち早く正確な情報を住民に知らせる、御質問にもありましたがいわゆる同報系防災行政無線については未整備でありますので、FMラジオを活用した広報など、多様な手段について検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 赤木市民環境部長。

〔赤木義信市民環境部長登壇〕

○赤木義信市民環境部長 私からは、市民バスと循環バス南回り路線との共通回数券についてお答えいたします。

本市の市民バス運行に当たりましては、定期乗車券、回数乗車券、一日乗車券を発行し、御利用いただいているところですが、この乗車券につきましては昨年運行を開始しました市街地循環バス南回り路線には共通の乗車券として利用できないものとなってございます。市内を走る循環バス全てにおいて共通の乗車券として利用できれば、利便性の向上につながることから、市街地循環バス南回り路線を検討する段階においてもその実現に向けて意見が出されたところでございます。

しかし、循環バス南回り路線は、市民バスと異なり民間のバス会社が運行していることから、共通乗車券とした場合の乗車券収入の取り扱いなどについて課題もあり、山形運輸支局、関係部署、ほかの自治体にも問い合わせをしながら、利用できる方法がないか検討しましたが、道路運送法や条例の規定からも難しいという結論に達し、共通乗車券の発行には至らなかったものでございます。

しかしながら、共通乗車券として使用できれば、バス利用者の皆様の利便性向上につながる

ものであり、実現できるよう継続して調査、検討をまいりたいと考えております。

次に、屋根つきバス停の設置についてお答えいたします。

悪天候の中でバスを待つということは、大変つらいことであります。バス停に上屋を設置し、風雨をしのげるようにすることは、利用者に対する配慮であり、また利便性向上を図る一つの手段でもあると考えております。そのため、バス停に上屋を設置するバス停整備事業を米沢市まちづくり総合計画の第4期実施計画に登載し、平成24年度にバス停整備箇所の検討、平成25年度にはバス停整備をすることにしております。

具体的な設置箇所の検討に当たりましては、歩道に設置してあるバス停は道路管理者との事前協議が必要となりますが、道路占用許可基準によりますと広い幅員の歩道がなければ許可されないとのことであります。このことから、バス停周辺にスペースがあるとともに、安全性が確保された上で、上屋を整備する際は横殴りの風雪等もありますので側面も囲われたものが望ましく、今後検討を重ねながら、候補地を選定したいと考えております。

私からは以上でございます。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは、まず関根・松原線の検討の状況について答弁させていただきます。

関根・松原線については、平成18年度の平均乗車密度が松原線では1.9人、関根線では2.3人だったものが、平成23年度では松原線では1.8人、関根線が1.9人と、年々減少傾向で推移しております。このような状況に至った原因としては、他の廃止代替路線も同様であります。人口の減少、それからマイカーの普及と高齢者の免許保有者数の増加など、さまざまな要因によるものと思われま

平成8年度の市民バス検討委員会では、平均乗車密度が3人未満となった場合は新たな抜本的な改革を講ずべき、つまりは廃止を前提とした検討をすべきとしておりましたが、平成17年度の検討委員会では平均乗車密度が3人に満たなくとも交通弱者の足の確保のため、路線バスの運行は当面継続することというふうに直りました。しかしながら、このような平均乗車密度の減少傾向が続けば、国や県の財政支援制度が拡大されない中で、本市の財政負担だけが年々増加していくということになりますので、何らかの対応が必要になってくるものと考えております。

ただ一方で、この路線は御指摘のとおり国立病院機構米沢病院に通院される方にとっては重要な交通手段となっており、そうした方々が比較的低廉な運賃で利用している公共交通手段は今後とも確保していく必要があるものと考えているところであります。

総合的なバスシステムの検討につきましては、今年度から実施してまいりたいと考えておりますが、まずは御質問にありました関根・松原線を優先して、そのあり方を検討していきたいと考えております。検討に際しましては、市で把握している乗車データなどを公開し、実態を正確に御理解いただいた上で、地域や利用者のニーズなどを踏まえ、より利便性の高い交通システムの構築に向けてさまざまな方向性から検討を行っていききたいと考えております。

具体的な今後の進め方ではありますが、来月から関根・松原線の起終点であります山上地区の方々との話し合いの場を設けていきたいと考えております。さらには、地域の方々のアンケート調査も含めた情報収集、また利用実態やその要因の把握から始めていきたいと考えております。こうした結果をもとに、民間バス事業者、タクシー業界、実際に利用される市民の方々、さらには米沢病院を初めとした沿線の利用機関

を交えて、幅広く協議を行いながら、関根・松原線の今後の方向性を検討していきたいと考えております。

先ほど議員から御提案がありました米沢病院のカバーの仕方として、南回り循環路線でカバーすべきでないかという方法論がありましたが、これにつきましても今後の検討の中で具体的に検討させていただければと思っておりますし、関根地区についてただ単に路線を廃止をするという方向性で検討するのではなく、バスにかわる交通機関としてのあり方、こういったものも含めて総合的に検討させていただきたいと考えております。

次に、デマンド交通システムの導入についてであります。県内の導入状況は議員御指摘のとおり実施地域で規模の大小はあるものの県内半数以上の市町村で既に導入されているようであります。本市におきましても、今年度から行う総合的なバスシステムの検討の中で、多様な角度から見直しの検討を行っていく予定にしております。デマンド交通システムの導入もその選択肢の一つとして検討していく必要があるものと認識させていただいております。

デマンド交通システムの導入に関しては、運行主体、採算性の検討のほかに、運行する範囲やその範囲の人口規模、それから既存のバス路線やタクシー事業者との競合に関する調整、利用者ニーズの調査など、総合的に検討を行う必要があるものと考えております。ただ一方で、本市の場合、冬期間の通学者の利用、それから観光地としての2次交通といった固有のニーズがございますので、バス路線は本市にとっては欠かせない交通基盤であると認識しておりますので、定時バス路線とデマンド交通システムが補完・共存しながらうまく機能している先進地の事例をまず選定させていただいて、年内にその視察を行うなど、研究を一步進めながら本市に合った導入の可能性を検討していきたいと考

えております。

以上であります。

○佐藤 晃議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 私からは、高橋義和議員の御質問の中で、学校規模適正化計画における小規模特認校実施の検討についてお答えいたしたいと思います。

これから策定いたします米沢市学校適正規模・適正配置等基本計画（案）につきましては、議員のお考えと同様に学校規模適正化がそのまま学校の統廃合という考え方で作成するものではございません。また、同計画（案）の中で小学校と中学校では児童生徒の成長過程などから分けて考える必要があるのではないかと考えております。

小学校につきましては、子供たちと地域との結びつきがより重要な時期であると認識しております。しかしながら、現在小規模校に通学している児童の保護者の方や、これから通学を予定されている保護者の方などからは、ある一定程度数の児童がいる学校で学習させたいという声もあります。いずれにしましても、小学校につきましては地元との協議を十分に行いながら進めていかなければならないと認識しております。

中学校につきましては、義務教育の中学校から高等学校への進学や、その後に続く社会へのステップとして、集団生活への適合が必要な時期であると捉えております。さらに、学習の面におきましても各教科における専門教員の配置が必要でありますことなどから、学校規模の適正化はより必要なものと捉えております。

今後の予定ですが、基本計画の原案を本市の関係各課へ提示し、特に財政フレーム構築を行いながら、関係各課との合意形成を図ります。その後、議会へ説明を申し上げ、御意見をいただき、あわせて市民の皆さんにも計画をお示し

し、さらにパブリックコメントの募集を行い、今年度の中ごろには基本計画の策定を終了したいと考えております。その後、計画に沿って当該地区への説明と協議を行いたいと考えております。小学校、中学校、いずれの場合におきましても、地元との協議を十分に行って進めたいと考えております。

最後に、小規模特認校について御説明をさせていただきます。

小規模特認校につきましては、従来の学区域を超えて市内全域から児童生徒の就学を認め、特色あるカリキュラムを導入、展開する公立学校のことをいいます。

小規模特認校についての検討を行ったのかという御質問につきましては、検討はしてきませんでした。米沢市は、市の成り立ちとして南原地区は1地区に2小学校ですが、他の地区は1地区1小学校になっておりまして、小学校では子供たちと地域のかかわりを大事にした教育を進めたいという考え方から、学区域を外すことは基本的に考えませんでした。さらに、小規模特認校設置は、地域の方々の御理解と御協力がなければ成立しない制度でもあります。このようなことから、今後お示しする適正規模・適正配置計画（案）が正式に認められ、該当地域との協議に入った段階で、小規模特認校としての要望等がありました場合にはその趣旨を十分理解していただきながら協議、検討を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 高橋義和議員。

○2番（高橋義和議員） 市民バスの利用について、ことしから市民の皆さんからアンケートをとったり、いろいろな関係機関の声を聞いたりするということで、これまで以上に市民の利便性の向上のためのダイヤ編成に努めていきたいという答弁がありましたので、ぜひ今回のみでなく、やっぱり日常的に、毎年そういった市民

の声、市民のアンケート等が反映されるような仕組みをより強化していただければと思います。検討するときだけそういった市民のアンケートをとるのではなくて、定例的に市民の声を聞くような対応をぜひお願いします。

それから2点目の回数券の関係ですけれども、民間会社と市民バスだからできないということよりも、私が先ほど言ったように一方は制度上運賃ということと、市民バスの場合は運賃ではなくて使用料ということで徴収していると、そういった行政の組織の収入と、企業としての収入の違いがこういったものを阻んでいるわけです。市民バスが公営企業であればこういった問題は起こらないわけですが、先ほども部長の答弁であったようになかなか難しいことかもしれないかもしれませんが、私はできないことはないと思いますし、できないのであれば政府等関係機関にかけ合って、こういった制度の実現に向けて努力していただきたいと思いますし、答弁でもあったように全国でやっているところはないのかという調査もあわせて並行して進めていっていただきたいと思いますので、要望しておきます。

それから、バス停についても同じように今年度検討するということですが、バス停についての答弁はありましたけれども待合所についてはどのように考えているのかについてお伺いしたいと思います。3月の予算委員会のときに、「共立ビル前は非常に利用者が多いにもかかわらず、寒い中バスを待たなければならない。一番中間点にあるわけですから、右回りにしても左回りにしてもやはり冬期間は定時ではなくておくれしてしまうということがあって、どうしても待合所の設置が必要不可欠なのではないか」と質問させていただきました。それから、すこやかセンターのところのバス停についても、かなり前に私が質問させていただいたときに、スペース的には可能であるので、待合所とは言い

ませんでしたけれども風雨がしのげるようなきちんとした、横からの風雪等にも対応できるような待合所というか停留所を設置したいという答弁がかなり前からされていたにもかかわらず、いまだにすこやかセンターのところのバス停は現状のまま何も改善されていないわけです。待合所の考え方について答弁がなかったので、まずこの点について再度お答えをお願いします。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 私からは、前段のほうであります。街の中に新文化複合施設を建設するに当たって、今議員御指摘のとおり門東町三丁目のバス停の利用者が相当多いわけでありますので、待合機能を兼ねたロビー、さらにはバスナビシステムが見られるような環境でバスを待つというふうな整備をしていきたいとお答えをさせていただきました。これについては、この事業を進めております文化課のほうとも話をさせていただいて、設計の中でそういった部分を組んでいただけるように準備を進めているところでありましたが、今こういう状況でありますので、いましばらくお時間をいただきたいということでございます。

○佐藤 晃議長 高橋義和議員。

○2番（高橋義和議員） 新文化複合施設は一応ポポロビル跡地ということと、あと門東町三丁目のバス停は共立ビル前ということで、バス停から離れているわけですが、そうすると新たに共立ビル内とか共立ビル周辺に待合所を設けるということではなくて、新文化複合施設に待合機能を設けて、バスナビシステムでバスが来るのをチェックするような体制を考えているということでしょうか。今の答弁だとそう聞こえるんですが、確認させてください。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 御質問が二通りありまして、大変申しわけありませんでした。

1点目は、新文化複合施設の中にそうした機

能を持った待合スペースをつくりたいというお答えをさせていただきました。もう一つは、それまでの間、今の共立ビルの中での待合が非常に大変だという部分があることについても、その可能性を共立ビルさんのほうとも話をさせていただきながら、解決できるかどうか検討させていただきたいというお答えを、両方させていただきました。

○佐藤 晃議長 高橋義和議員。

○2番（高橋義和議員） 市民バスの利用者の方々は、健常者だけではなくて足に障がいのある方、高齢者の方も含めて、新文化複合施設からバスが近づいてきたら停留所に移動するということについてもある程度時間がかかる方もおられますので、新文化複合施設にそういった機能を持たせれば共立ビルのところには必要ないということではないと私は思います。ですからそういった多様な、先ほどもあったように市民の声、市民の意見というものをもっともって聞くような体制にさせていただいて、市民バス検討委員会なり公共交通の会議とか、そういったところでよりよい機能になるように検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから関根・松原線の関係ですけれども、私が言っているのは南回り循環路線を国立病院まで延長でということではなくて、通町の区間が関根路線と南回り路線で一部路線がダブっていて、そういったことも含めて関根・松原線の利用者の減少につながっているのではないかと。そうであるならば、関根・松原線の路線を変更することによって逆に新たな利用者を確保することができるのではないかと、そういったことも含めて検討することによって、関根・松原線を廃止なり……、部長のほうからは単なる廃止ではなくて新たな交通手段の構築も含めてというようなお話があったんですけれども、路線を見直すことによって残すことができるのではな

いかということでお伺いしたわけです。その点についてはどうですか。前に予算委員会で聞いたときは、今の通町を通行する路線を東大通路線を通行する路線にすれば逆に新たな利用者を獲得することができるのではないかとということを含めて、東大通の人たちの市民バスに対する意見等を聞く必要もあるのではないかなということでも聞いたつもりでしたが、その点についてはどうでしょうか。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 御指摘のとおり、既存の市民バスの路線と新たに設定をしました南回り循環バス路線は重複する部分がございます。一方では関根・松原線の赤字が相当かさんでいるという状況の中で、どのように判断していくかということではありますが、確かに予算委員会の中で一定の答弁をさせていただいたときもありましたが、これから総合的にこれを検討させていただきたいと思っておりますので、今この時点でこういうふうな考え方をということではここでは控えさせていただければと思っております。

○佐藤 晃議長 高橋義和議員。

○2番（高橋義和議員） あのとときはこう言ったけれども考え方を変えさせてくださいというような言い方はぜひしないように、答弁の変更をしないようにぜひお願いしたいと思います。

確かにあのと時も、「国立病院の利用者の方々の足の確保というのは非常に重要な問題であるので、新たな交通手段の構築も含めて検討したい」というような答弁があったことは事実でありますけれども、ぜひそういったことを前提に検討をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それからデマンド交通の関係、大変前向きな答弁が出てきたわけですが、先ほど米沢と似たようなところに行って先進地の状況等を調査研究をしていきたいというような答弁もあ

りました。今まで議会と当局の中で何が問題になっているかということ、結論が出てからしか議会に報告されないということが、今回の新文化複合施設の問題についてもそういった当局からの報告の仕方が問題になったわけですから、ぜひ議会のほうにも「市の当局でこのような市を視察してきます」と、「こういったメリットもあったし、こういった課題等も見られました」と、そういったことをやっぱり率直に議会のほうに明らかにしていただけるような場を設けていただきたいとお願いしたいんですが、その点についてどうでしょうか。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 御指摘がありましたように、最終的には新しい路線を具体的に検討するに当たってはまた新たな検討委員会を立ち上げて、その中で検討していくという格好になるわけですが、立ち上がっていく前に視察の結果等も踏まえながら課題等も踏まえて、一度御説明をさせていただく機会をぜひ設けさせていただきたいと考えております。

○佐藤 晃議長 高橋義和議員。

○2番（高橋義和議員） わかりました。質問でも申しましたように、市民の声をきちんと反映させていくような新しい交通体系の確立を図っていただくようお願いするとともに、議会へも定期的に、結論が出てからということだけでなく、経過も含めて定期的に報告をしていただきますようお願いします。

それから、学校規模適正化計画の関係ですが、小規模特認校を実施しろということではなくて、最初に質問で申し上げましたとおり統廃合をしなければならないといった事情があるならば、こういった制度が統廃合をしないで残す一つの事業というか計画として検討してもいいのではないかというような趣旨でお話をさせていただきました。確かに小規模特認校は地域の協力体制、理解等が必要な制度であります

し、地元が望まないのであれば成功することはありません。教育長のほうから、財政面だけではなくて今の1地区1小学校の実情を踏まえ、よりよい米沢市の学校規模適正化計画をつくっていきたいという答弁がありましたので、ぜひそういった学校規模の理念がきちんと打ち出される計画になりますように期待をして、質問を終わらせていただきます。

○佐藤 晃議長 以上で2番高橋義和議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開は2時といたします。

午後 1時52分 休 憩

~~~~~  
午後 2時00分 開 議

○佐藤 晃議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

一つ、強い私権に対する危惧について外1点、18番渋間佳寿美議員。

〔18番渋間佳寿美議員登壇〕（拍手）

○18番（渋間佳寿美議員） 一新会の渋間佳寿美です。

この6月定例会は、冒頭市長のおわびから始まった議会であります。図書館を含む新文化複合施設の建設予定地、その用地取得を巡って行政上の不手際があったということに対するおわびでありました。そのおわびの言葉の中に、建設予定地、現在はビルが建っているわけですが、そのビルに入っているテナントがそのまま営業を続けていくと、いわば借地借家法に対する認識が甘かったと述べておられました。認識が甘かったというのはそのとおりであります。私から言わせていただければ、世間知らずも甚だしいということでもあります。この

図書館建設の問題、一つ一つの問題を明らかにしながら事業を進めなければならないという大きな課題であります。同様に大きな課題、しかも米沢のみならず日本全国にも通じる大きな課題が、この図書館建設問題から見えてきたところでもあります。この課題解決のためにも、市長はおわびで済ませるのではなくて、この問題から出てきた課題というものを教訓として、行政運営や改革に当たっていくべきということを申し上げながら、質問に移りたいと思います。

強い私権への危惧について、質問いたします。私権とは、政府や自治体などの公権に対する私権という位置づけ、定義づけで質問を展開させていただきます。

以前私は水資源の問題、ひいては外国資本による森林買収問題について質問を通じて指摘いたしました。その結果、本市においても外資による森林買収があったことが明らかになり、この課題を解決しなければならないと、身近に感じたところであります。その際も強く感じたのは、我が国日本において私権が異常に強いことが問題であるということであります。どうして外資が日本の森林のみならず土地をいとも簡単に買うことができるのか。日本の場合、農地を除いて土地の転売を規制する法律はなく、しかも手に入れた土地とその地下資源は所有者に著しい権限を与えているからであります。近隣諸国と比較してみると、中国共産党では土地所有は原則国家に帰属しております。韓国では、外国人土地法に基づき申告や許可申請が必要です。比較的私権が強いとされるヨーロッパの国々でも、イギリスでは土地所有者は保有権を持つだけであり、土地の最終的な処分権限は政府や王室にあるとされております。もともと私権が強かったフランスでは、公的機関による先買権を強化し、個人の所有権は後退しております。公的機関の土地収用権も強くする政策転換を果たしました。

日本は恐らく世界で最も私権が強い国と言っても過言ではありません。このことがさまざまな弊害を及ぼしております。森林買収問題について言えば、外資による土地買収を容易にしており、自分の国では土地は買えないから他国、つまり日本で土地が買えるということで、我々日本人の土地や水資源、ひいては日本人の生活が危ぶまれているのであります。「何も国家のことだから地方自治体は関係ない」などとうそぶいてはなりません。我々の地方、米沢にも大いに当てはまることなのであります。

例えば鳥インフルエンザ、牛や豚の口蹄疫が猛威を振るい、宮城県などでは甚大な被害があったと記憶していることと思います。これらは一度被害が確認されれば早急に拡散防止のため処分をしなければなりません。その処分のための土地が必要になりますが、強い私権のもとでは思うように必要な土地を得られない可能性があります。これらの対応は都道府県の法定受託事務に当たりますが、市町村の連携や協力が欠かせないことは明白です。特産米沢牛のブランドを守るためにも、強い私権に対する対策というものを考えておかなければならないのであります。

また、ことしの冬の大雪で空き家が崩壊ということがありました。空き家対策は大分前から言われていることではありますが、大雪で空き家が崩壊というニュースがあって初めて本格的に動き始めた感じさえあります。このように、空き家対策一つにしても時間がかかっているのは、強い私権というものがあるからです。所有者が不明だとしても、強い私権によって手をつけられず、崩壊した空き家で万が一善良な市民がけがや生命の危機があつては、本末転倒であります。けがとまでいかなくても、隣近所が空き家では不安なままずっと暮らさなければならない市民がいることを本市行政はどう感じるでしょうか。市民に不安な思いをさせてはなりません。

空き家対策における私権についても、本市は真剣に考えなければなりません。

さらに、観光分野についても言えることがあります。3年前のNHK大河ドラマ「天地人」の影響もあって、市内の観光に携わる方々の意識も高まっております。観光政策は継続こそ力であり、引き続き観光振興に力を注がなければなりません。その観光振興のキーワードの一つとなるのが景観であり、本市でも景観条例が制定されました。景観を形成していくには、強い私権に対して制限を加えて初めてなし得るものであります。本市条例でもある程度の制限がありますが、私権意識をむき出しにしてくる人がいれば対抗できないものであり、景観づくりをしようにも結果的にはできなかったということにもなりかねません。これも本市に当てはまる強い私権への危惧であります。

経済活動や生活全般初め、救急車両などが円滑に進むための道路の建設にしても、土地収用法があるにもかかわらず現実には強い私権の前には機能していないようであります。ほかにも一部の心ない私権意識の強い人によって、多くの市民が不利益や不安を抱えるケースが多々考えられます。

このような強い私権への危惧に対して、私は地方の実態を踏まえ、国や県に対してフランスのような政策転換や法整備を求めていく必要があると考えます。さらに、現行制度において土地収用法など着実に実行に移すことも必要であると考えます。強い私権への危惧について、本市はどう認識し、どう対策を講じていくのかお尋ねいたします。

次の質問に移ります。

市民のチェック可能な行政コスト表示についてであります。

これも以前より市民の税金が何にどのように使われているか、わかりやすく市民に周知し、関心を持っていただくべきと申し上げてきまし

た。本市の財政状況について、「広報よねざわ」などでわかりやすいようにと頑張っている姿勢は見えますが、億単位の話であり、実際にはなかなか市民にわかりやすいものになっておりません。

そこで私は市民にわかりやすく、関心があるものから始められる行政コスト表示を展開すべきと考えます。例えば住民票1枚に400円支払わなければなりません、実際にはそれ以上かかっており、行政コストとして市民に理解していただくことが可能になるというような取り組みであります。私自身、本市におけるさまざまな行政コストを調査しました。もちろん当局の協力があって出てきた数値であります。二、三申し上げます。

救急車の1回当たりの出動コストは4万7,000円です。放置自転車やバイクの移動、保管にかかる費用は1台当たり8,300円となり、安い自転車を買うほどかかっております。市営プールの料金、大人1人当たり310円などとなっておりますが、運営コストは利用者1人当たり1,200円ほどかかっております。このように、1人当たりとか1台、1枚、1年当たりなどというコストを出すことによって、身近に行政コストがわかり、利用者をふやそう、丁寧に使おう、などとさまざまな機運につながるのではないのでしょうか。

ほかにも、年によって違いますが保育園は乳幼児1人当たり月に10万円弱が行政コストとしてかかっております。保護者が支払う保育料は所得により異なりますが、最大でも月額5万円ほどであり、支払っている額面に対し実際のコストを知り得ることになります。このことは、料金が必要な行政サービスであってもそれ以上のコストがかかっていることを知ることで、市民にとっても行政にとっても大きなメリットがあると考えられます。保育サービスが必要ない、あるいは保育園を卒園した世帯でも、払っ

た税金が米沢の子供たちのために使われていることを知り得る機会になります。また、保育サービスを実際に受けている家庭でも、みずからの、あるいは誰かの税金で成り立っていることを知り得ることにもなります。このことは行政上のことだけではなく、市民として人は一人で生きているのではなく互いに生かされて生きているということに気づかされることになります。自分が払った税金がどういうふうに戻元されているかという税金の還元感が得られ、さらには行政コストをわかりやすく理解し、コスト意識の向上につながります。出てきた数値から課題がわかり、新たな政策目標を立てることも可能になります。このことから、できるものから市民のチェック可能な行政コスト表示をすべきと提言いたしますが、当局の認識はいかがでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○佐藤 晃議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの渋間佳寿美議員の御質問にお答えいたします。

私からは、行政コストの表示についてお答えいたします。

市民のチェックを可能にする行政コスト表示についてであります。厳しい財政状況のもとで行政運営を行っていくには、市民の方々の市政に対する御理解と御協力が不可欠であります。そのためには、市の財源がどのように使われているかを実感として理解していただくためには有効な手段であると思います。また、行政を担当する職員におきましても、それぞれ自分の仕事が幾らコストがかかっているかということを常に意識することは極めて大事なことでと考えております。

本市におきましては、現在コスト計算は行っておりませんが、市民にわかりやすいものとしては公共施設管理、工事、イベントの開催など

に要するコストが想定されると思われます。算定に当たっては、直接的な経費はもちろんですが、そのほかにどのような経費を加えるか、また指標となる測定単位をどのように捉えていくかなどの考え方をまずまとめる必要があると思われます。

身近な行政サービスにかかるコストについてわかりやすい表示をすることは、別面では税金を納めていただいている市民にとってもそのお金がどのように使われるかを実感していただけますし、また予算を執行する行政を検証するためのよい材料にもなると考えております。今後、他自治体の事例などを研究し、市民に身近な行政サービスについてわかりやすい行政コストの表示に向けて、可能なものから試験的に取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、1項目の強い私権に対する危惧についての御質問にお答えいたします。

私権、つまり私法上の権利は主に私人、これは個人、企業ということになりますが、その身分や財産についてさまざまな法律により認められている権利であります。その立法趣旨は、私人の権利を尊重する一方で、私人間の関係を規律することにあると思われます。

土地について申し上げます。日本は外国に比べ土地に対する私権、つまり所有権が一般に強いと言われております。先ほどヨーロッパの例を出されましたが、土地は基本的に共有の財産と考えられており、所有権というよりはむしろ保有権という御指摘でしたが、利用権に近い形態で活用され、最終的な処分権は政府が持つと言われております。これに対しまして日本では、これと異なりまして強い所有権のもと、一部の地権者の反対で公共事業が滞っている事例が見

受けられるようであります。本市においても同様で、市の業務が思うように進まないというようなことがあるのも事実であります。

そもそも私権というものは、社会共同生活の向上、発展のために個人の充実、発展なくしては考えられないことから、利益の享受をその人の権利として認められてきたものでありますが、それが時代とともに議員が指摘するように変遷してきたのもまた事実であります。しかし、その一方で「私権は公共の福祉に適合しなければならない」とされております。このようなことから、私権相互の、あるいは公権との関係においてバランスを図りながら、法的手だてにより対処することが大切であると認識しております。

次に、「このような私権の状況のもとでの市の対策は」ということでありますが、原則としては権利者に粘り強く説明し、市政への協力をお願いして御理解をいただくことが最善の方法であると考えております。しかしながら、それでもなお解決が難しく、個人の利益よりも社会共同の生活向上、発展のため全体の利益を優先させなければならないようなときには、個人の財産等へ国や地方が関与する、つまり一定の公権力を行使することも必要になると思われます。ただし、公権力の行使につきましては法令等により担保されなければならないことから、関係規定の整備が不可欠であると考えております。

このようなことを踏まえれば、本市といたしましては国の施策や他の自治体の例を参考としながらも、法令や具体的な判例に従って対応せざるを得ないものと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 洪間佳寿美議員。

○18番（洪間佳寿美議員） まずは市民のチェック可能な行政コストの表示について、自席からの質問あるいは意見を述べさせていただきたいと思います。

おおむね前向きな答弁であったのではないかと

と評価したいと思います。壇上でも申し上げましたが、救急車を1回呼ぶに当たり4万7,000円かかっているということ、これを表示することはなぜ大事かという、以前問題にもなりました救急車をタクシーがわりに利用するような人もいるということで、いろいろ病院のほうでも改革されたと思いますが、こういったコスト表示一つによって意識が醸成されていくということもあり得ますので、ぜひこれはやっていただきたい話であります。

壇上で申し上げたほかにも、給食費、あるいは本の貸し出しコスト、図書館の話が出ていますけれども、本1冊貸し出すのにどれぐらいかかっているのだろうということも先進事例で出している自治体もあるようです。特に給食費は、以前中学校の給食導入のときもコスト計算がありました。さまざま用いる数字によって違ってきているんですけれども、たしかトータルで600円から700円ぐらいだったと思います。これも出してしかるべきではないかと思っております。いわゆる給食費の未納問題はまだあると。子ども手当というものが国の政策で施行された後でも、払えない人はしょうがないんですけれども、払える能力があるのに払わないという人が米沢にもいるやに聞いておりますので、きちんとここは材料費しか取っておりませんよと、皆さんから預かっているのは250円なり300円の材料費なんですよと、でも実際は1食当たり600円ぐらいのコストがかかっているんですよと、学校に通っているお子さんのいない家庭からも税金として、皆さんが米沢市全体で育てているんですよというような意識を持つためにも、これは壇上で申し上げませんでした。教育委員会に關係して言えば給食費、そして図書の貸し出しコスト、1冊当たり幾らかかっているのかと。図書について言えば、貸し出しコストを出すことによって本を丁寧に扱おうとかいう機運になるかもしれません。こういう効果が期待されると。

あるいは出た数字によって、例えば先ほどプールのお話をしましたが、プールの利用者がふえればふえるほど1人当たりのコストが下がるわけですから、分母が大きければ大きいほどいいわけですから、いろいろ誘い合うとか、もっと利用しましょうということにもつながりますので、ぜひここは答弁のとおり前向きに、やれるところからで構いません、やっていただきたいと思います。

ただ一つ、これをやる際に……、思っていることなんです、そのコスト表示をする際には市報に出すというのもありきたりの手ではあるんですけども、例えば先ほど申し上げました住民票でしたら住民票を取りにくる市民課のカウンターの前であるとか、図書のデータがわかれば図書館のカウンターの前に表示するとか、プールだったらプールに表示する、そういった自分に関心があることから始まると非常にコスト意識というか、ほかはどうなんだろうという意識になって、ほかの施設のそういった表示なんかを見て、税金還元感が得られるのではないかと考えております。これからいろいろ検討するでしょうけれども、表示方法なんかも含めて検討していくべきと私は申し上げるんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 議員の御質問があつてから、ネットなどでさまざまな先進事例を見させていただきながら、これは勉強していかないとなかなか大変だなというふうに思っておりますが、実験的にやってまいります。そのときのコストの積み上げをどの程度までやるのがいいのかというのは、それぞれの自治体でさまざまな考え方があって、ばらばら、まちまちなんです。米沢市にとっては何が一番わかりやすいかという方法をこの中で探っていきたいと考えております。

それから今御指摘がありましたPRの方法に

ついても、当然ながら広報は媒体として考えておりますが、その他公共の場でチラシあるいはパンフレットみたいなもので手にとっていただくということも有効だろうと思いますので、まずは実験的に今年度中に取り組んでみたいと思います。

○佐藤 晃議長 渋間佳寿美議員。

○18番（渋間佳寿美議員） 前向きな答弁をいただきましたので、期待しております。

それでは、強い私権に対する危惧の部分なんです、それ以上でもそれ以下でもない答弁にならざるを得ないのではないかなと考えております。バランスをとってとか、法的手だてをとってという話もありました。これは当たり前の話です。私は別に私権が悪いという話をしていないんですよ。していないんです。壇上で申し上げましたが、部長も答弁の中で公権行使を円滑にするためには関係規定の整備なども必要だとありました。私は壇上で国に対して求めていくべきだと申し上げましたが、本市として関係規定の整備が必要だということであれば、国あるいは県に対して求めていくということはないんですか。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 まず公権と私権の関係においては、これまで長い歴史があつて現在の法律に至っているという前提がございます。局部的に見ると公権が弱い、あるいは私権が強いというような状況にあるかもしれませんが、そういった歴史的背景とそれに与えるさまざまな影響を捉えて、現実的に自分たちが行っている仕事の中で支障があるということであれば、具体的な例も先ほどおっしゃいましたけれども、そういう場合においては例えば県を通して相談を試みるなり、あるいは市長会を通して要望を上げたり、さまざまな手だては必要かと思えます。現実的には現在の法律をもとに行政としてはさまざま運用をしているわけですので、そういう

ことを前提にまず取り組む、次に問題があればそういった手法で御相談をしていきたいと考えております。

○佐藤 晃議長 渋間佳寿美議員。

○18番（渋間佳寿美議員） ただいま部長のほうから法律の形成過程等々の話がありました。もちろんそれを勉強した上で臨んでいるつもりでもあります。日本の法体系でいえば、民法はフランスのナポレオン法典という私権の強いものを参考にしながら現在に至っているわけがあります。その当のフランスが、早々ともうそれはやめようとなったわけですよ。これは地方自治体レベルで云々とありますけれども、実際地方自治体の運営上、部長も認めているように問題があったときには言うということでもありますけれども、これは意識の問題なんですね。やはり問題が起きてからやるではなくて、もうこういったことが危惧されるということから、やはりもう言っていくべき時代に来ていると思います。私権が強いというのは歴史的に言って、はっきり言って19世紀の話ですよ、こんなの。もう21世紀ですから、土地の利用権というような考え方で世界中は進んでいるわけです。日本だけが取り残されているというような状況です。まず公共性とか地域コミュニティとか共同体とか、そういった部分を大事にしていかなければならないんですよ。個人個人とか個人主義が助長して、大変なことになっているんです。先ほどのコストの話でありますけれども、給食費の未納なんていうのは本当に身勝手な話ですよ。そういうことを助長することにもなると。ですから大きな枠でもって、こういう世の中を変えましょうと、そういう意味合いで私は言っているつもりなんです。

東日本大震災の復旧・復興についても、やはり強い私権というものが足かせになってなかなか進まないという状況もあります。ここは東日本大震災を踏まえて、米沢市の防災という観点

からも、問題が起これば言っていくではなくて、今から言っていくという問題意識があるかどうか、意識の問題をお伺いいたします。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 なかなか難しい問題なんです。先ほども申し上げましたが我々行政としては現行法に基づいたさまざまな基準に基づいて執行せざるを得ないという状況にまずあります。そこで問題が生じたときに改めて国なり県なりに要望を申し上げると。具体的に言えば法律論というのは専門家、法曹界全体を含めてですがそういった専門家に委ねざるを得ないというのが現状だと思っております。

○佐藤 晃議長 渋間佳寿美議員。

○18番（渋間佳寿美議員） 確かに法律の問題は専門家という話もあるんですが、実際に行政運営上どうなっていますよと、こういった部分が危惧されますよというのは、やはり前もってというのが本当は行政のあるべき姿なんですよ。問題が起きてからというのでは遅いと思います。

私は東日本大震災の話をしました。何度かこの議場でも申し上げております。震災における日本人のすばらしさ。ほかの国では恐らく、日本以外の国ほとんどでは、ああいった震災や大停電が起きると暴動、略奪行為が起きるが起きないと。このすばらしい国を、さらにすばらしい日本にしていかなければならないと考えております。私は、そのためのモデル地域をこの米沢からという夢があるわけなんですよ。何とか行政が本当は問題意識を持ちながら進めたいと思いますけれども、答弁は恐らくそれ以上は出ないと思いますので、ちょっと視点を変えて申し上げます。

そうすると、公権は悪だという認識でいらっしゃるんですか。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 公権が悪だという認識ではなくて、法律そのものが社会全体の発展、向上

を目指すものだと、その中に私権というのは当然取り込まれると、それから私権の充実によって国全体では公権というのも繁栄してくると、そういう相乗関係にあるという中で悪とは考えていないということでございます。

それから、先ほど私が問題が起きてからという話を申し上げましたけれども、これは消極的という意味ではなくて、例えば国に法律がない、あるいは法律の盲点、そういった部分についてであってもさまざまな相談をする機会というのがありますので、そういった意味で積極的に政策を打っていくような場合にも相談等を図っていききたいという意味でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○佐藤 晃議長 渋間佳寿美議員。

○18番（渋間佳寿美議員） 問題が起きてからではなくて、感じられたらということなんでしょうけれども、それでは一応通告もしていたんですが、今現在答えられるかどうかなんですが、壇上で空き家対策について申し上げました。これも私権が足かせになっているようであります。きのう、たしか新庄市議会でも空き家対策の質問が出ていたようであります。きょうの山形新聞に載っております。新庄市長も同じように所有権の問題等々あって大変だというような答弁だったやに見てまいりました。そこで、本市としてはこの問題、本当に大分前からですよ、言われているのは。たしか議長が議長になる前ですから。議員としてどうするんだと言っているわけですよ。もう何年もかかって、その辺の問題をクリアできていないのかと、私権に対する公権の使い方はどうなっているんだというふうに実際思うわけですよ。問題はもう起きているんですよ。起きているんです。先ほどの総務部長の答弁では問題が起きてからではみたいな話もあったんですが、実は議会というのは、我々が市民側にいるのは問題が起きてからでは遅いということで議長は前から言っているわけ

ですよ。そしてことしの冬にニュースになって動き始めたという感があるんですが、実際現在のところどこまで進んでいますか。

○佐藤 晃議長 唐澤建設部長。

○唐澤一義建設部長 空き家対策につきましては、環境やら衛生やら防犯上の問題、安全面の問題、他人に渡るといようなことがございますので、内部で検討のためのプロジェクトチームを早々に立ち上げて、内部で検討していこうというようなことで今準備を進めているところでございます。

○佐藤 晃議長 渋間佳寿美議員。

○18番（渋間佳寿美議員） 私権という部分でどこに問題があつてというのは、準備の段階ですからまだわかっていないと思うんですけども、もうどこに問題があるかぐらいは把握しておかなければいけない年数ですよ。年数。だから、こういった全体的なものとして、法体系として地方自治体を運営していくには、どの問題と個別案件ではなくても言っていってしかるべき話なんですよ。空き家対策は先ほど言ったように県内全体の問題、あるいは山形県内のみならず全国的な問題であると思います。ここを突破口にしながら私権というものはどうなんだろう、日本は強過ぎないんでしょうかということをお本市から言っていくということも必要ではないでしょうか。ここを突破口にして。空き家対策という共通の課題です。個別の事例かもしれませんが、けれどもこれを突破口にしていく、この考えは持ち得ているでしょうか。

○佐藤 晃議長 唐澤建設部長。

○唐澤一義建設部長 確かに空き家対策におきまして、建築基準法上による対応というものが考えられるわけですが、建築物が経済的に価値がない廃屋で、修繕して利用することが見込まれない建物であり、屋根材などの飛散等により保安上著しく危険であるとか、衛生上著しく問題があると認められる場合は、除去する

ための勧告とか命令などが発せられるということになっているわけですが、「著しい場合」というのは相当厳密なものでなければならないという法解釈がございします。本来、財産上の権利としてその所有者、管理者、または占有者が自由に処分・管理してよいものを、行政機関が公益上の必要性を理由にこの権利を剥奪して制限するものであるために、十分慎重にしなければならないということがございします。または県内でもそういった例がないというようなことがございしますので、今空き家等に対しての対策についてはそういった建築基準法に基づかないで、通報等があった場合には現地に行って所有者等を確認しながら、所有者に文書等を出してお願いをしているという現状でございします。そういった状況でございしますので、確かに何らかの法的な整備が必要だなということは感じているところでございします。

○佐藤 晃議長 渋間佳寿美議員。

○18番（渋間佳寿美議員） 私は本当は全体的な意味合いで公権に対する私権というものだったんですが、個別案件だとわかりやすいということから空き家のことを申し上げました。本当にことしの冬のあの崩壊事故、あれは人がいなかったからよかったですねという話ですよ、本当に。けがとかしたらどうするんですかね。いろいろ指摘されてもなかなか動けない状況があるというのもわかりますけれども、動けない状況があるから私としては提言、提案をしているのであります。ここはやはり国や県に対してぜひ、こういった地方自治法の問題、地方自治運営上の問題があるのだから、何らかの動きをしてくださいと、世界の法律体系の潮流に日本も持って行ったらいいでしょうと、19世紀型の法体系はやめましょうと、米沢から発信すべきですよ。なぜかという、この質問の冒頭で申し上げましたように図書館の問題、何か教訓は得ているんですかね。民間民間の話ですけれども、

ここから何かしらの教訓を得て、行政運営に結びつけなければ、本当にただのおわびで終わってしまうんです。ですから言っているわけですよ。何度言っても同じ答弁になると思いますのでやめますが、これはぜひ国や県に機会があるごとに言っていたきたいと、こういう声があったということを伝えてください。そして本市は本市として、状況によってはいわゆる公権というものもきちんと行使していくということなんですが、今のそういう答弁が総務部長からあったわけですが、一方で建設部長の話ではなかなか煮え切らないところもあるんですが、市としても公権を使っていくと、そういうことはこの空き家対策には当てはまらないでしょうか。

○佐藤 晃議長 唐澤建設部長。

○唐澤一義建設部長 先ほど法的整備等が必要というふうな話をさせていただきましたが、条例等も含めてという話でございしますので、条例等でそういったものが解決できるということであれば条例等でということになろうかと思います。

○佐藤 晃議長 渋間佳寿美議員。

○18番（渋間佳寿美議員） その答弁を期待していたんです。そういった答弁なんです。県内ではかは出ていませんとか、対策をやっていませんとかそういうのではなくて、本市がやっぱりこの問題意識、今回の図書館の話からも教訓を得てやっていくべきだと思いますよ。それは何も市長部局だけではない、水道部とか教育委員会、病院、いろいろあると思いますよ、いろいろ私権の強さが弊害になっていることが。それを合わせて国や県に対して申し上げていく必要もあると思っております。また、そうすべきだということを申し上げて、質問を終わります。

○佐藤 晃議長 以上で18番渋間佳寿美議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開は3時といたします。

午後 2時46分 休 憩

午後 3時00分 開 議

○佐藤 兵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

一つ、このたびの新文化複合施設に係るドタバタ劇について外1点、21番山村明議員。

〔21番山村 明議員登壇〕（拍手）

○21番（山村 明議員） 皆様お疲れのところ、きょうの最後の質問でございます。ひとつ我慢してお聞きいただきたいと思います。

一つ、このたびの新文化複合施設に係るドタバタ劇について。

私、通告文書のタイトルは「このたびのドタバタ劇について」と書いて提出したのですが、議会事務局から「主語を入れて明確にわかりやすくしてはどうか」と言われ、主語を入れた形になったわけであります。

私は、「このたびのドタバタ劇」で市民には十分にわかっていただけるし、また市民の関心もかなり多く、強く、今でも「図書館はどうなるの」と多くの方々から質問をいただいております。これについては多くの会派、多くの議員から質問が重複し、最近発言順のくじ運も悪い私は、先に発言された議員の補足質問で済むのかなと思っておりました。通告は3会派5名の議員から発言通告が重なりました。4会派からも質問か意見を出していただき、この問題への立ち位置をしっかりと論じてほしかったなと思いました。5名の通告者の中で私が1番目の発言順をいただきました。そういうことでしたので、2項目めの質問が主体になると思っていたのですが、思惑が外れてしまいました。

質問に入ります。

新文化複合施設に係るドタバタ劇について。

(1)なぜこうなったのか、当局は原因をどう考えているのでしょうか。(2)失敗を繰り返さないためにどうするのか、お伺いします。(3)市民と議会の信頼をどのように回復していくのか。(4)今後の進め方をどう考えているのか、お伺いします。

二つ、道路網整備について。

3月の代表質問において広域交通ネットワーク形成について質問させていただきましたが、5月10日に国土交通省の記者発表があり、5月11日の地元新聞に記事として載りました。記事の抜粋を申し上げますと、「東北地方整備局は5月10日、東北中央自動車道の福島ジャンクションと米沢インターチェンジ間28キロメートルについて、2017年度、平成29年度の開通方針を決定し、県に通知した。県境の栗子トンネル8,972メートルが同時に開通する。東北地方整備局はこれまで平成28年度以降としていた福島一米沢間の完成予定年度を、初めて平成29年度と明示しました。完成すれば、福島一米沢間の所要時間が約20分短縮される。福島一米沢間の事業進捗率はことし3月末で約55%、山形河川国道事務所によると、平成25年度内の貫通を目指す栗子トンネルは、一日14メートルから15メートルのペースで工事しており、5月10日現在で5,519メートルを掘削、工事進捗率は61.5%となった」とあります。東日本大震災での東北自動車道の代替高速道路の不備が表面化したことで、東北中央自動車道への弾みが少しついたと思われます。

(1)東北中央自動車道について。

現在の進捗状況はどうなっているのか。

(2)県道整備について。

東北中央自動車道の計画発表に伴い、市内への取りつけ道路として位置づけられている都市計画道、万世橋成島線の東部地区、南部地区の未完成部分はどうなるのか。（仮称）米沢中央インターチェンジからの取りつけ道としての米

沢高畠線の状況と4車線化はどういう見込みなのか、お伺いします。

そして、今現在県道米沢猪苗代線の城南交差点の改良工事が行われておりますが、この交差点から万成線を東に延ばし、福田町地内の県道板谷米沢停車場線が行きどまり丁字路になっている石垣町塩井線を南へ延長、交差させ、内環状線が早急につながるように県に強く要望していくべきではないか。

以上、1回目の質問を終わります。

○佐藤 晃議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの山村明議員の御質問にお答えいたします。

私からは、最初の御質問にお答えいたします。

まず、経過についてであります。本市においてはポポロビル用地に図書館、市民ギャラリーの整備を進めるべく、都市再生整備計画を策定し、平成22年3月に国土交通省の認定をいただきました。これを受けて、当該ビルの所有会社が入居テナントに対し契約期限切れの後は更新をしない旨を通知いたしましたが、1店舗について契約期間が切れても立ち退きをしていただけないという状況になりました。ビル所有会社においては、約1年半にわたって相手側と継続して交渉を行ってきており、本市においても事業の説明やその協力について文書や担当者との面談によってお願いをしてきました。しかしながら、ことし4月のテナントの賃貸借契約期限が過ぎても立ち退かないという事態になり、このままでは都市再生整備計画の計画期間である平成26年度までの完成が難しくなってしまうだけでなく、中心市街地の活性化をも後退させるおそれが発生したため、建設計画地を変更せざるを得ないと考え、議会に報告したところであります。

今回の混乱の大きな原因は、先ごろも述べましたが一番には借地借家法におけるたな子の権

利を甘く見て、最後まで大家・たな子の交渉結果に期待したことと、2番目には議会对応のおくれから信頼関係に傷をつけてしまったことにあります。もしビル会社と市とでテナント退去の期限に関する覚書などを交わして、テナント不退去の場合の責任の所在を明確にした上で、不退去の場合に次の手を打っていればこのような状況にはならなかったのではないかと考えております。今後はあらゆる危険性を念頭に置いた対応策を検討しながら、事業を進めていけるように情報収集に努めるとともに、法律家など専門家の御意見を十分にお聞きしながら、危機管理能力を高めていかなければならないと考えております。

続いて、市民と議会の信頼関係の回復であります。5月15日の全員協議会でもお答えしましたように、議会に対しましては当初予算の内示の際に特に関心の高い事業について今まで以上の資料を用意し、より詳しい事業内容、事業費などの説明を行うとともに、その経過などについて頻度を高めて議会に説明するよう努めてまいります。

また、市民に対しては適切な情報提供とより丁寧な説明を行うとともに、御意見をいただく機会を設けながら事業を進めていくとともに、信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

最後に、今後の進め方についてであります。市民の皆様には既に6月1日号の「広報よねざわ」により、おわびとこれまでの経過をお知らせいたしました。また、議会には8月上旬を一つの目途として、月2回程度の頻度で協議の場を設定し、議論を深めていきたいと考えております。さらに、関係団体からの意見聴取などの場合は、議会との協議を中間地点と意見集約後に協議の経過報告等とあわせて設定するとともに、市民には7月1日号の「広報よねざわ」に協議の経過や論点などをわかりやすい記事として掲載し、あわせて「市長への手紙」のような

方式で御意見の募集を行いたいと考えています。

協議の中では、施設本来の目的、建設時期、財源などの重要な要素に加えて、建設場所については現時点でポポロ、まちの広場、歴史公園といった候補地が考えられておりますが、それぞれには大きな課題が含まれていることから、これらを整理し、ポポロ用地を含めた文化拠点ゾーンの将来像をどう描くかといったことも含めて総合的な検討を行っていきたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力を改めてお願い申し上げます。

○佐藤 兵議長 唐澤建設部長。

〔唐澤一義建設部長登壇〕

○唐澤一義建設部長 私からは、2番目の道路網整備についてお答えいたします。

初めに、東北中央道の福島から米沢間の現在の工事進捗率であります。国土交通省が記者発表している進捗率は約55%であります。平成24年3月末での事業費をベースに算出しているため、年度当初である現時点での把握は難しいとのことでもあります。しかしながら、栗子トンネルの掘削工事の進捗率は1カ月単位で公表しておりますので、報告させていただきます。5月末現在のトンネル掘削延長は5,672メートルで、掘削進捗率が約63.2%になります。

続きまして、県道整備についてであります。東北中央自動車道（仮称）米沢インターチェンジから市街地へのアクセス道路である一般県道米沢環状線道路改良（万世工区）「都市計画道路万世橋成島線」の整備状況については、平成24年度、今年度の完成供用を目指し、急ピッチで進められております。現在、国土交通省が事業主体で行われております八幡原中核工業団地入り口付近（万世町梓山地内）から一般国道121号（万世町片子地内）までの一般国道13号米沢拡幅（4車線化）や、市が事業主体で行っています市道東大通三丁目片子線道路改良とともに、本年度の完成供用を予定しているところであり

ます。

県及び国にお聞きしましたところ、一般県道米沢環状線の本線の供用に当たっては、国道13号米沢拡幅の4車線とともに降雪前に供用し、仕上げ工事や既設の国道121号との取り付けをするための調整工事などについては、3月までの工事になるとお聞きしたところであります。

また、都市計画道路万世橋成島線の未整備区間の事業化につきましては、事業主体であります県にお聞きしましたところ、財政的な課題があり、現時点では見通しがつかないとのことでございます。

本市といたしましては、整備効果の重要性に鑑み、引き続き未整備区間の事業促進と早期着工を強く県に要望してまいりたいと考えております。

次に、万世橋成島線と石垣町塩井線が交差する内環状の計画見通しについてであります。県道米沢板谷停車場線との丁字路交差点以南の整備計画になりますが、先ほど説明いたしました都市計画道路万世橋成島線との調整が必要となりますので、現時点ではその整備の見通しが立っていないところでございますので、あわせて御理解をお願いいたします。

次に、主要地方道米沢高畠線の4車線化についてであります。本年4月には米沢高畠線と東北中央自動車道との交差点に追加インターチェンジ（仮称米沢中央インターチェンジ）の連結許可をいただき、本市にとっては市街地のアクセスが一層強化されることとなります。また、本線は本市と高畠町を結ぶ重要な幹線道路であるとともに、東北中央自動車道へのアクセス機能を担う路線であります。したがって、追加インターチェンジの連結により今後ますます交通量の増加が予測されることから、交通渋滞緩和と追加インターチェンジへのアクセス強化を図るために、4車線化が必要であります。国道13号から一般県道万世窪田線までの区間延長約1.4

キロメートルの早期着工について県にお願いをしているところであります。

私からは以上でございます。

○佐藤 晃議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） 新文化複合施設につきましては、今までの経緯としては平成21年の秋ごろにポポロビルの検討が始まったのではないかなと思っておりますが、平成22年6月に検討委員会の立ち上げのための補正予算が出てまいりまして、ことしの24年3月に用地取得議案、ポポロビル用地ということで出てきました。4月20日に全員協議会でまちの広場への変更案が出てまいりまして、5月の連休明けの議会の会派との意見交換会ではポポロビル用地とまちの広場との並立案という形になってきてまして、5月15日の議会の全員協議会で5月22日の臨時議会を中止し、仕切り直しとして歴史公園を追加した、今度は3案並立となったわけでありまして、また、市道まちの広場線については、まちの広場に新文化複合施設をつくる時には用地が狭隘だということだと思えるんですけども、この道路を廃止、閉鎖するという話があったわけでありまして、間もなく道路は閉鎖しないと急転、撤回。このように市の方針が目まぐるしく変わってきたわけです。なぜこんなに短時間のうちに市の方針が目まぐるしく変わっていったのか。我々議決をしなければならない立場として、主体者である当局側の話を聞いたときにポポロビルだ、まちの広場だ、今度は2案並立だ、次には歴史公園も入れた3案並立だというふうな、非常に振り回されているというのか、とてもじゃないけれども一体どこを信用していいのか、市がどういう方向性で進もうとしているのか、非常にわからないし、市民を代表する立場として非常に苦慮するわけでありまして、そのところをまずお聞きしておきたい。

それから、5月22日の臨時議会を中止ということになったわけでありまして、4月20

日の全員協議会のとき発言された議員は憤りのある方、不満のある方の発言がほとんどだったわけですよ。にもかかわらず、5月の臨時会をやめるということについて、25日間、5月15日だったはずですよ、5月臨時議会をやめると言ったのは。あれだけの議会の不協和音というか不満の声を聞きながら、25日間も議会の空気を読むのに時間がかかった。私は全くそのことについて納得できないですね、これは。

それで、今の話をお聞きすると、これから議会と月2回程度お話をしながら進めていきたい。今までのこの経緯を見ていると、当局は議会と話し合っただけでそのところがうまく進むと思っていらっしゃるのかどうかというのが非常に疑問ですよ。このことについてやっぱり市長の思い、お考えをお聞きしておきたい。

それから、まちの広場と図書館、ギャラリーとでにぎわいを取り戻すはずだったものが、まちの広場に建てるということになればまちの広場でのイベント、にぎわいがなくなるということに当然なってくるわけでありまして、このことについてどう考えておられるのか。

それから、ビルの大家とたな子との関係で、3月議会の議決で多くの議員はだまされたというふうな表現をしておられますが、だまされなかったのは政鱗会の2名だけだったわけでありまして、ビルのオーナー、所有会社が市当局をだましたのか、市当局が議会をだましたのか、どちらなのか明確にお聞きしたい。

それから、先ほど渋間議員から大家とたな子との関係について辛辣な御叱正がありましたけれども、市長はたしか行政書士の資格をお持ちなわけですよ。多分そうだと思いますが。行政書士さんは、大家とたな子との関係について甘く見ていたとか知らなかったとか、これはちょっと納得いかないですね。行政書士としての市長は、こんなことは常識で知っておられるのではないかなと私は思うんです。

それから、「広報よねざわ」のおわびの文章でも、市長は全て私の責任ですということで、これで責任を市長がとれば終わりということになってしまったのでは……。やっぱり今回の場合は原因究明と再発防止というものが重要だと思うんですよ。市長が全て私の責任ですと言えば、物事がある程度一区切りということになるかもしれません。けれども、それではやはり原因究明と再発防止策もしっかりと立てていくということにはなかなかたどり着かないのではないかなと。臭い物にはふたという、それに近いような状態で終わってしまったのではうまくないのではないかなと私は思うわけです。

まちの広場については、平成8年7月売買契約、面積2,847.63平方メートルを6億8,000万円で取得し、平米単価でいくと23万8,795円、坪単価で78万9,405円。異常に高額で、まちの広場の総事業費は約9億4,000万円です。ここに図書館、ギャラリーを建てることは、高額投資をしたまちの広場を潰すことになってしまいますけれども、このことをどう思われますか。

続いて、道路の問題のほうに移ります。

東北中央自動車道の米沢インターチェンジ、桑山と米沢北インターチェンジ、窪田間の米米間はどういう見通しになるのでしょうか。先ほどお話ありましたように、市道東大通三丁目片子線と万成線で国道13号線のつけかえの工事中でありますけれども、万成線については奥羽本線と米坂線を高架でまたぎ、松川に橋梁をかけると、こういった部分だけで250億円ぐらいかかりそうだと聞いたことがありますけれども、莫大な費用になりそうで、非常に心配であります。その辺は見通しとしてはどうなのか。

それから、今まで県道については4車線化で大体工事がなされてきたわけでありましてけれども、県の財政などからしてこの先の4車線化の状況が非常に心配されますが、万成線の4車線化というもののどのように考えておられるかお聞

きしておきたい。

それから、先ほど万成線と石垣町塩井線、県道米沢環状線についてはなかなか見通しが立たないということでありましてけれども、県への要望がどうも今まで足りなかったのではないかなと。ここの部分は橋梁とかあれじゃなくて平場でつなぐ道路でありますので、用地買収がどの程度スムーズにいくかという交渉と用地買収の財政的問題はあるとは思いますが、県への要望、それから県会議員等にもその辺の働きかけというものはどのようになっていたのかお聞きしたいと思います。

○佐藤 晃議長 安部市長。

○安部三十郎市長 それでは、幾つか御質問がありましたので、順番にお答えしたいと思います。

まず最初に、まちの広場への移転案を議会にお出ししてからいろいろと案が変わったというか、ほかにもいろいろな案を出してというようなことになってきたわけですが、御質問を煎じ詰めていけば、なぜ当初の案一本で最後まで通さないのかということになるわけですが、まちの広場の案を出したのは、御質問にもありましたように議会からさまざま反対の御意見が出て、また市民の方、あるいは各種団体、とりわけ今までかかわってこられた方々への御説明とかを市のほうでしたわけですが、そのときの御意見とか総合しますと、まちの広場移転案ということで完全に考えがまだ熟している時期ではないということから、きちんと議論して、議論をし尽くして、議論を成熟させることが必要だということを考えてということから、性急な結論を出すべきではないという判断に立ったところであります。

2点目、まちの広場に仮に移った場合に、ポポロが残るからという、そういうお含みだと思いますが、広場がなくなって中心市街地のにぎわいをどうしていくかという御質問であります。先ほどポポロを含めた文化交流ゾーンとい

う表現をしました。それはわかりやすくそのように述べたわけですが、これまで使っております、通常言われている用語は防災街区、もっと市民の方へわかりやすく言えば現在のまちの広場、市民文化会館、市営駐車場、ポポロという、あのゾーンであります、あのゾーン全体のゾーニングをどうしていくかということを中心に議会のほうにお示しをしていかななくてはならないと思っています。そういう中でどうするかということをお示しして御意見をいただく中で、まちの広場に移った場合の中心市街地の活性化がどうなるかというのが見えてくるものと思っています。

続いて、余り適切な表現ではありませんからあれですが、とにかく誰が誰をだましたのかという御質問でありましたが、これは誰かが誰かをだましたというようなものでは決してないと考えております。

そして、今度は私個人に関することではありますが、行政書士をいたしておりました。そういう中で、たな子と大家の関係を甘く見たのではないかという、なぜそういう仕事をしていながら甘く見たのかということではありますが、甘く見たという内容を正確に申し上げますと、確かに借地借家法というのがあって、たな子が手厚く保護されているということがあります。しかしながら、民法の大原則があります。第1条、私権の乱用はこれを許さず、そして私権の行使は公共の福利に従うというのがあって、すなわち何でもかんでも私権が通るというものではないという大原則があります。そういう大原則と借地借家法の兼ね合いになってきますので、そういう中で民法の大原則がありながら借地借家法を、わかりやすく言えば盾にとって頑張るたな子というのが出現したと。そういう出現するという想定について甘く見たということでもありますので、実際に裁判、今訴訟になっていますので、訴訟の結果、万一たな子のほうが勝つよう

なことになるれば、それは借地借家法におけるたな子の権利を甘く見たということになると思います。しかし、そうでなくて裁判の結果たな子が負けるということになれば、それは今申し上げましたように民法の大原則がありながら借地借家法を盾にとるという、たな子がそういう行動に出るという予測に対して甘かったということになってきますので、その点は御理解いただきたいと思います。

そして、原因究明と再発防止についてであります、やはり先ほど申し上げましたようにビル側と市の責任、どこまでがどちらの責任かというところが曖昧だったというのがあると思います。もし、事業の進行の妨げにならないようにいつのいつかまでビル側が責任をもったたな子の退去を求めるということであれば、そのいつのいつかまでたな子が退去しなければビル側の責任というふうになるわけではありますが、そもそもビル側の御厚意からこの事業がスタートいたしましたので、いつのいつかまでという明確なものがなくて、事業の展開に間に合うように退去するようにしていただけるものというふうに思っておりましたので、そういう認識であったがために契約更新、ここから先は契約しないという契約期限の最終日を目指してビル側が頑張っているという様子から、最後まで期待をしたというのがあります。ですから、線引きがきちんとなされていなかったということがありますので、そこに大きな原因があると思っています。ですから、再発防止というのはそういうスタートの時点で明確な線引きがあって、お互いにどこまで責任を負う、どこから先は誰が負うというようなことの明確化というのを行政はしていかなければいけないという、そこが今回の反省点の一つであると思っています。

そして、最後にまちの広場、9億4,000万円かかってということにつきましては、これはいわゆる減価償却という考え方がありますので、そ

の点については担当部長よりお答えいたします。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 ただいまありましたまちの広場についてであります、これにつきましては当然ながら整備費、用地取得費合わせて膨大な金額を要したわけでありまして、これについては以前にもお答えした経過がございますが、国の交付税措置をいただきながら、有利な財源を使って整備をさせていただきました。これについては既に相当な年限がたっておりまして、交付税措置の部分についての償還が終わっておりますので、三つの候補地をどうするかというふうな検討はこれからになるわけでありまして、その中でまちの広場という選択肢については新たな投資というふうな観点からこれを検討材料として上げていただきたいと考えております。

それから、質問の答弁の中で1点漏れましたが、2番目として、4月20日の全協の雰囲気からすれば、臨時議会の会期、5月15日までの全協までの間の時間が相当あって、議会の空気が読めなかったのかというふうな御質問がございました。この間、私どもとしましてはこれまでかかわっていただいた市民団体の方々に説明を申し上げながら意見を聞くというふうな作業をやってきたわけでありまして、あわせて1期だけでなく2期計画という部分での具体的な制度の活用について国交省のほうからお話をお聞きするといった確認作業でありますとか、市長がみずから東京に出向いたわけでありまして山下設計に行ってもらいまして、設計責任者の方からこれからのスケジュールについて幾分かの余裕を持っていただくことについて確認がとれたということから、先ほど市長が申し上げましたように今の3案についてもう少し時間をかけて議論を深めるという判断に至ったということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○佐藤 晃議長 唐澤建設部長。

○唐澤一義建設部長 東北中央自動車道の米沢—米沢北間の見通しについてでございますが、国土交通省によりますと、着手後おおむね10年程度を目指すものの、完成に向けた事業実施環境が整った段階で完成の時期を公表するということでございます。米沢市といたしましては福島—米沢間と同時に完成するように国土交通省に働きかけているところでございます。

それから、万世橋成島線の未整備の区間でございますが、約3キロメートルでございます。そのほうでございますが、最上川、それから鉄道を越える高架橋がございますので、150億円から200億円くらいかかると言われております。財政的な問題もございまして、非常に現時点では先ほど議員も申し上げましたが見通しがつかないというような状況でございます。

それから、万世橋成島線と石垣町塩井線が交差する内環状の見通しについてでございますが、先ほども説明を申し上げましたが万世橋成島線との調整が必要になりますので、現時点ではその見通しが立っていないということでございます。また県に対してはまだ要望等は行っていないという状況でございます。

○佐藤 晃議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） 新文化複合施設についてでありますけれども、歴史公園に新文化複合施設を建設する案も検討対象になっているようですけれども、それでは歴史公園とは一体何だったんでしょうかね。もともとそんなに重要でないものだったのか。一体どういうことなのかというふうに素朴な疑問が湧くわけでありまして、すけれども。

それから、歴史公園をなくすのかまちの広場を潰すのか、はたまた新文化複合施設を断念するのか、いろいろなことが想定されますけれども、市長にとって歴史公園、まちの広場、新文化複合施設、こういったものについて優先順位というか重要度合いというか、そういったもの

をどのように考えておられるのか、一応お聞きしておきたい。

それから、会派の意見交換会の資料によりますと、1期計画が26年度までで、2期計画を平成27年から平成29年で新たに策定する方向性もあるということですが、その可能性はかなりあるものなのかどうか。そうなりますと市長の平成27年12月までという任期も絡んでくるわけでありまして、その辺についてどのような見解を持っておられるのか。

それから、設計業者については8月31日までであれば何とか設計は間に合いますよと言っておられるようですが、この2期計画のほうに入っていくということになれば設計は8月末でなくてもよろしいと、もっと先でいいということになってしまうのか、その辺はどのようなのかお聞きしておきたい。

それから、市長の昔の市長選挙のキャッチフレーズ、たしか「一振り8,000万円の刀より、4万冊の蔵書」というものだったはずですよ。でも、今の状況は一振り8,000万円の刀よりひょっとすると20億円の図書館、ギャラリーになってしまったのではないのでしょうか。だから市長は8,000万円の刀というのはぜいたくだという意味合いで言ってらっしゃったんでしょうけれども、16億円か20億円の新文化複合施設ということになってしまうと、当時と今では財政状況が大きく違ってきていますし、こういったことについてはちょっと今の財政状況からした時代感覚、もう人口も大幅な減少に入っているわけですよ。こういう中でこういう大きな箱物事業を進めるということについては非常に疑問を持っていて、私が3月議会で賛成しなかったのはそういったもう箱物づくりの時代は終わっているんじゃないかという思いから賛成しなかったわけでありまして。議会としてもいろいろ今回の真相究明のために百条委員会の設置というふうなこともあったんですが、それもどうも怪しい状

況でありまして、行政のチェック能力をどうやって議会も発揮していくのかということが課題かなと思います。

それから、市長はたな子の会社へ出向いたりしておられるようですが、ポポロビルの状況が一番厳しいと思いますよ。たな子さんからの了解がまだ得られないわけですから。にもかかわらず、2案並立、3案並立の場面についても私から見るとポポロビルが候補地のナンバーワン、どこまでいっても候補地となっているということからすると、市長はポポロビルに非常に執着しておられるのではないのかなと。異常に執着している。これだけでもめて、裏切られて、こうなってくればもうあなたのところは断念しますよというのが普通だと思うんです。でもどこまでいってもこのポポロビルが、私の思いからすると候補地ナンバーワンのポジションにいるというふうにしかならないですね。それは何なんですか。

それから、今図書館がないならば建てなければならないでしょうけれども、立派なものとは言えないですけども今まで使ってきた図書館があつて、それから人口の大幅な減少傾向、厳しい財政状況、補助金はあっても起債などで財源を捻出し、後世代に負債を残し、維持管理費もかかってくる、市民の利用率もそんなに多いとは言えない、そんな図書館、市民にとってこれだけの高額投資をしてやっていくものなのかどうか。市長お得意の市民アンケートでも多くの市民からとってみて、その意向を聞いてみるのはいかがでしょうか。

それから、今回のものについては南部土地区画整理事業、平成7年度、平成8年の3月に事業を取り下げたようですが、これ以来の失態ではないかなと前にも議会のほうから指摘がありましたけれども、市長と当局の責任のとり方はどう考えておられるのか、お聞きしたい。

あと、時間がないので答弁をいただけるかわ

かりませんが、今まで吾妻連峰があるために放射能がブロックされてきたということがあるわけですが、そこにトンネル、風穴があればそこから東風のときには風が入り込んでくるのかなと。放射能、セシウムの状況がちょっと心配されるわけでありましてけれども、それはどうなのか。

それから、トンネルの照明。有機EL照明ということで米沢市では今非常にやっているわけですが、有機ELでトンネル照明ができるかどうかちょっとわからないんですけども、この間西日本高速道路高松自動車道国分寺トンネル下り線で薄型LED照明を26基、試験的に全国で初めてトンネル照明として使われたということがあるんですけども、その辺、時間がちょっとぎりぎりなんですけれども、もし時間があれば答弁をいただきたいと思います。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 それではお答えいたします。

まず、まちの広場案のほかにポポロビル、そして歴史公園と三つ挙げられている中で、歴史公園というのは一体どういう意味を持つんだということではありますが、振り返ってみますと今三つが候補地として挙げられている、そのうちまちの広場案というのは市が御提案いたしました。しかし、そうでないほうがいいという御意見が議会からたくさん出て、市民の間からも出ている。やっぱりポポロでやってもらいたいという意見が強く出た。また、歴史公園にしてもらったほうがいいという声も議会からも市民からも出ております。ですから、市当局としてのスタンスは当初まちの広場ということで案を出しましたが、まちの広場だけに固執するものではない、ほかに市当局の外から出ているポポロ、歴史公園、そういうものも挙げて、しかもランクづけはあらかじめしないで、同じラインに並べてきちんと御相談したいということで、この三つになっております。ですから、最後のほうの

質問にありましたが、ポポロビルに執着しているのではないかとということですが、全くそういうことではなくて、こちらから何としてもポポロビルを候補の一つに最後まで挙げておきたいという考えからポポロビルが挙げられているわけではなくて、議会、市民からそういう御意見が挙がってきたので、ランクづけをしないで同列にして挙げて議論を深めていくという考えですので、そこは御理解をいただきたいと思います。

また、仮に国の2期事業に登載した場合、すなわち1期から市民ギャラリー、図書館をおろして2期に登載した場合、任期が終わっているのではないかとということですが、任期が終わっているというのはマニフェストで約束したことが果たせないのではないかとということだと思いますが、仮に2期のほうで手を挙げてということになりますと、それは時間的には今やっておりますのが26年度までの第1期ですので、2期というのは27年度、28年度、29年度の3年間でありますので、国の事業に手を挙げて、採択されるというところまでは通常のスケジュールでいけば私の任期となりますので、必ずしも御質問のような状況にはならないというふうに思います。

あと、市長選挙で初当選したときのマニフェストであります。そこにキャッチフレーズとして「1本8,000万円の刀より4万冊の本」と、1冊2,000円と換算して4万冊の本というキャッチフレーズが確かにありました。それは教育が大事だという意味であります。もっと踏み込んで言えば教育効果が大事だということで、8,000万円の刀を1本買うよりも2,000円の本を4万冊買ったほうが教育効果が大きいのではないかと、そういう趣旨で書いてあります。

続いて、今回の事態については南部土地区画整理事業に次ぐ重いものではないかという御質問ですが、どれだけ重いかについてはあえてこの場では述べませんが、ただ南部土地区画整理

事業とは違うものと思っております。南部土地  
区画整理事業は市民の反対によって事業が撤回  
をされました。しかし、今回の市民ギャラリー、  
図書館については事業自体を市民が反対してい  
るわけでもないし、また事業自体が撤回された  
わけでもありません。きのう、きょうの新聞報  
道によりますと、市民の方々の間で図書館の早  
期実現を求める署名運動は2万人を目標にする、  
そして直接テナント、飲食店経営の会社本社に  
要請に行くというふうに報道されております。  
すなわち、市民が事業に反対し事業の撤回を求  
めているわけではなくて、事業自体には賛成し、  
そして事業が早期実現するように大きな運動が  
始まったということでありますので、そういう  
意味では全く別なものと考えております。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 二つほどこよつと漏れ  
たのかなと思いますので、私のほうからお答え  
いたします。

2期計画について、その可能性はあるのかと  
いう御質問でありました。これについては具体  
的に国交省のほうと御相談をしてきた経過がご  
ざいます。今の制度がある限り可能性はあると  
認識しております。

もう1点、2期の場合は8月末までという時  
間でなくても山下設計のほうはいいのではない  
かという御質問ですが、これも御指摘のとおり  
でありまして、2期を選択するのであればむし  
ろ実施設計については直前の設計が必要であり  
ますので、実施設計は2期でやるべきと判断を  
しております。

○佐藤 晃議長 唐澤建設部長。

○唐澤一義建設部長 栗子トンネル開通後の放射  
能の影響についてでございますが、まだトンネ  
ルが貫通した状態ではありませんので、新しい  
トンネルでの計測ができない状況でございます。  
しかし、現在国道13号の東西のトンネルがある  
状況で、放射線の市内計測箇所での計測値はい

ずれの箇所においても自然界で問題となる数値  
ではない状況でございますので、このことにつ  
いては市のホームページでも示しているところ  
でございます。このことから、新しい栗子トン  
ネルの貫通による放射線の影響はないものと考  
えております。

それから、栗子トンネル内の照明について  
のお尋ねでございますが、現在トンネルの照明に  
ようやくLEDが採用され始めた状況で、最近  
商品化された有機ELは室内用の照明であるこ  
とから、今後さまざまな検証が行われ、トンネ  
ル照明への使用についても検討されるものと思  
われます。

なお、国土交通省によりますと、新しいトン  
ネルの照明につきましてはLED照明を使用す  
る予定とお聞きしているところでございます。

○佐藤 晃議長 以上で21番山村明議員の一般質  
問を終了いたします。

.....

## 散 会

○佐藤 晃議長 以上をもちまして、本日の日程  
は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 4時00分 散 会